

バーク：独立宣言と『ブリストルの執行官への書簡』

真 嶋 正 己*

Burke: The Declaration of Independence and *Letter to the Sheriffs of Bristol*

MAJIMA Masami

This paper is the final chapter of the discussion the author has presented so far about Burke's arguments on America. This paper mainly addresses the period from the beginning of 1776 until the closing of the 1776-1777 sessions in May 1777 and through analysis and verification of his thoughts and actions during that period as observed in his letters and speeches as well as his "Address to the King [January 1777]," "Address to the colonists [January 1777]," and '*Letter to the Sheriffs of Bristol*, 3 April 1777', aims to elucidate their essence.

Key Words (キーワード) :

Edmund Burke (エドモンド・バーク), American Crisis (アメリカ危機), Declaration of Independence (独立宣言), British Empire (ブリテン帝国), Sovereignty (主権), Commerce (通商)

本稿は、バークのアメリカ論に関するこれまでの筆者の論考の最終章を構成する。1775年の4月と11月の二度にわたってアメリカとの和解を求めた演説を下院にて行ったが、ともに不首尾に終わり、彼は、暗澹たる思いで1776年を迎えることになった。本稿では、主として1776年の初めから1776-1777年の会期の終わる1777年5月までを論考の対象とし、独立宣言に向けた大陸会議の動きおよび植民地での内戦の状況とそれに対する本国側の姿勢・動向を踏まえつつ、この時期の彼の思想と行動を、書簡と演説、ならびに「国王への建白書」(Address to the King, [January 1777]), 「植民地住民への訴え」(Address to the Colonists, [January 1777]), および『ブリストルの執行官への書簡』(*Letter to the Sheriffs of Bristol*, 3 April 1777)¹⁾を中心に精査・検証し、その特質を明らかにすることを目的とする。

1. ボストン撤退、独立宣言の発布とロングアイランドの戦い

バークは、1776年1月7日にC. オハラ (Charles O'Hara) に宛てた書簡の中で、「アメリカについては、彼の地で何が起きるのか皆目見当が付きません。アメリカは、(その敵との距離を除き) 推察されうるありとあらゆる不利な条件の下にあって最大限雅量のある役割を演じています」²⁾とした後、本国の状況について「民衆は、アメリカの喪失とその喪失にかかるつけについて幾分か気づき始めています。しかし、以前はもっとも厄介で騒々しい人々であった貿易商人たちは、製造業者たちが如何に痛手を被ろうと、とても満足しています」³⁾と述べている。このようにかつてはウィッグの協調者としてともに政府批判の先鋒にあった貿易商人たちが、この十年の間にその立ち位置を

* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

変え、両者が大きく隔たった状況にあることに嘆息しながらも、1776年2月29日にヘッセカッセル (Hesse Cassel) 方伯、ブラウンシュバイク (Brunswick) 公爵等と協定を結び、ドイツ諸邦から傭兵を調達する旨の動議を提出したノースに対して、次のように述べてそれを批判している。曰く、「彼の寝ぼけた考えの一切を行使するのは、議会の至高なる立法権である。わずかで取るに足りない歳入項目であっても、それはブリテン議会の権威と賢明なる熟慮の下にある。……会期の始めには、一人たりとて傭兵が雇われるなど意図されなかった。それが今や、外国人傭兵の助けなしには何も達成されないことになっている」⁴⁾と。

パークがこのようにノースを批判したのは、アメリカ植民地での戦争に外国人傭兵が投入されることにでもなれば、植民地住民の離反は決定的なものになると思念されたことに因る。そうした中で、彼がいくらか熱情を取り戻しアメリカ問題と再び向き合うようになるのは、5月に入ってからのことである。それは、ゲージに代わって本国軍の総司令官となっていたW.ハウ (William Howe) 将軍が3月26日に麾下の部隊とともにボストンを脱出して、ハリファックス (Halifax) に移動したというできごとに起因する。このボストンからハリファックスへの全面撤退というニュースは5月2日に彼の耳にも入っており、翌5月3日ロッキンガムに宛てた書簡の中で、ハウが糧食の欠乏と激しい砲撃によってボストンから追い立てられたこと、および「彼が約1,800人の住民と一緒に、大砲や軍用品、ならびにあらゆる種類の夥しい数の有用品を一切切切持ち出した」ことを伝えるとともに、「大臣たちは彼の脱出で勝利を収めました。あれこれ考えてみて、彼が色々と有利な条件でそれを成し遂げることができたのは意外です」⁵⁾と述べて、あまりの手際の良さに疑義を呈している。というのも、ボストンからの脱出は、大陸軍の総司令官であるワシントンとの密約に基づいて行われたのではないかといった疑惑が浮上していたからである。そのため、ウィッグ急進派のI.バレ (Isaak Barre) が5月6日ボストンから急送された公文書を下院に提示することを求める請願書

を国王に提出するよう動議した際に、パークは、バレの動議を支持して「わが征服軍は何の損害も受けることなく脱出した。……もしそれが何の損害も受けることなくある場所を放棄した[傍点、イタリック。以下同様。]彼にとって勝利という事であるとするならば、何とそれは、何の損害も受けることなくそれを手にした者の名誉となるに違いない」⁶⁾と皮肉った上で、次のようにノースに問い糾している。曰く、「彼らは、ボストンの放棄は自発的であったと諸君に絶えず言明している。この点について調査しよう。ボストンは放棄されたが、それは、ボストンが国王の軍隊にとって適切な場所ではなかったからである。これは本当にそうなのか？それではバンカーヒルでのそうした夥しいほどの殺戮でもって流された血は、防衛するに適切でない場所を保持するために流されたのか？」⁷⁾と。しかし、このバレの動議は、当然のごとく171対54の大差で否決された。

次いで先のバレが下院にて動議したその5月6日にハウ将軍とその弟のR.ハウ (Richard Howe) 海軍司令官の両名が国王により和平委員に任じられ、植民地との和解のために恩赦等の措置を講ずる権限を与えられたことについて、アメリカとの戦争に一貫して反対してきたH. S. コンウェイ (Henry Seymore Conway) が5月22日ハウ兄弟に与えられた指示内容を下院にて開陳するよう動議し、J.カヴェンディッシュ (John Cavendish) がその動議を支持した後、パークも精力的かつ熱心に演説を行った。彼は、交渉の基本原理はその「目的」にあるとして、「もしこの交渉が、われわれが植民地中に導入している傭兵部隊からなる外国軍のために糧食が確保されるまで、植民地をだまして敵対行為の一時的停止へと導く愚かでむき出しの欺瞞的な試み以外の何ものでもないとするならば、われわれは、軍事的にみてそうした偽計的な試みでどういった成功を手にしうるのか」と問い糾した後、「それは、それ自体卑しく無価値であり、速やかな平和、ましていわんや堅固な平和へと導くことなど決してありえない」⁸⁾と断じている。なお、ここで留意しなければならないのは、彼がこの段になってもアメリカとの和解・和平を

希求していた点であり、⁹⁾この先もあきらめることなくぎりぎりまで志向されることである。

それに続けてパークは、和平委員が派遣されるのは植民地住民の不平の因を調査・報告するためであると、ノースが言明したことに對して、イングランドではすでにそれらは一つ残らず熟知されており、不平の因を調査するために和平委員が改めてアメリカに派遣されるというのは、「まったくもって滑稽である」¹⁰⁾とした後、植民地の要求は歳入法の撤廃、特許状に関する法律の撤廃、将来的な課税禁止に対する議会保証の三つに収斂されることとして、次のように述べている。「不平の対象と除去の対象は、すべて、そしてあらゆる部分、議会において制定された。それではハウ卿は、植民地住民に武器を取めるよう説得するために、彼らに如何なる誘因を与えるのか？彼は、赦免を与え、そして開港する以外に何か他のことを行うに必要な権限を議会から有するのか？本院からの権限なしに議会に属することを約束するという彼の試みは、彼が他の事項において有するかもしれない些細な信用を減ずるのに役立つだけであろう」¹¹⁾と。ここでパークがとりわけ問題にしようとしたのは、ハウ兄弟を和平委員に任ずることそれ自体は国王の専権事項であったとしても、彼がアメリカで行う交渉内容等については議会の承認が必要なはずであるが、それにもかかわらず、その内容が一切明らかにされないのは議会の存在をないがしろにするものであり、かつまたそれについて何も糾そうとしない議会は自ら議会たることを放棄し、単なる政府の翼賛機関に墮しているのではないかという点にあった。しかしながら、彼の長時間に及ぶ演説も実を結ぶことはなく、このコンウェイの動議も先のバレと同様、171対85の大差で否決された。

さらにパークは、この演説の中で「この国民のほせ上がった精神（玉座からの演説において非常に誇示された）はあまりに高揚し、もっとも強い一撃、そしてもっとも屈辱的な敗北以外、如何なるものにも挫けることがないように思われる」といい、「こうした行為の様式は、一步一步われわれを現在の不幸な出来事へと導いた」¹²⁾と述べ

ているが、彼がもっとも頭を痛めていたのが、政府・与党を煽りたて傲慢な行動へと向かわしめる一般民衆の無思慮にして無軌道なふるまいであった。彼は、5月30日R. チャンピオン（Richard Champion）に宛てた書簡の中で、5月にグロスターシア（Gloucestershire）とヘレフォードシア（Herefordshire）の二箇所であった補欠選挙でウィッグの候補者が2人そろってトーリーの候補者に敗れたことに触れて、「グロスター敗北－ヘレフォード敗北、『意気揚々としたトーリー党と意気消沈したウィッグ党』、これらは……まったく不愉快な話題です。……しかしそれは、彼らが腐敗の中にあつて、そしてことによると、彼らの国の榮譽の腐敗によって常に隆盛を極めるトーリー党の榮譽です」¹³⁾と述べた後、次のように慨嘆している。

議会は会期を終えました。そしてわたしは、私の周りにある何もかももの穏やかさにより、われわれがつい今しがた帝国の領土を失ったばかりの国民であるなどと、どうみても信じることはできません。しかし、そうなのです。¹⁴⁾

事ここに至れり。これ以降しばらくの間、彼は、鬱々とした無気力な状態に沈潜することになる。

他方、アメリカ植民地では1776年当初まで大多数の人々が依然としてブリテンとの関係を絶つことに強い懸念を有し、和解を希望していたが、¹⁵⁾同年1月に刊行されたトマス・ペイン（Thomas Paine）の『コモン・センス』（*Common Sense*）から大きな力を得た大陸会議は、翌2月独立に向けた動きを開始した。このとき大陸会議では独立を支持する者が多数を占めていたものの、まだなお多くの植民地は独立に反対であった。そうした中で大陸会議は、4月6日アメリカにある商港をブリテン以外のすべての国に開き、通商を行うことを宣言した。これは、直裁的には前年12月に可決・成立した「アメリカ禁止法」（the American Prohibitory Act）への対抗措置といった意味合いを有したが、それを超えてブリテンの重商主義的な航海・通商制度を根底から否定するものであ

り、アーマン (D. L. Ammerman) がいうように政治的な独立に先行した「経済的な独立宣言」¹⁶⁾であったということが出来る。そして、その6日後の4月12日ノースカロライナ植民地議会は、植民地の中で初めて大陸会議において独立に賛成するよう代表に指令を出し、さらに翌5月15日にはヴァージニア植民地議会が全会一致により世にいう「ヴァージニア決議」(Virginia Resolutions)を採択した。これは、点呼投票 (roll-call-vote) により大陸会議に派遣される代表に対してブリテン帝国からの離脱を大陸会議に建議するよう指示するものであった。ヴァージニアの代表であったR. H. リー (Richard Henry Lee) は、それに従い翌6月7日三つの決議を大陸会議に提出したが、その中でとりわけ重要であったのが、「これらの連合植民地 (United Colonies) は、自由にして独立した諸邦 (states) であり、そして当然にもそうあるべきである」¹⁷⁾とする決議である。

しかしながら、6月に入ってもペンシルベニアやニューヨークといった幾つかの植民地は、独立に踏み切ることにならなかつた。7月1日大陸会議では独立を求める動議がなされたが、賛成票を投じたのは13の植民地のうち9つの植民地にとどまり、サウスカロライナ、ペンシルベニア、デラウェア、ニューヨークの4つの植民地は独立に反対した。そのため、独立といった極めて重要度の高い決定については全会一致がぜひとも必要であると考えた大陸会議は、「気も狂わんばかりの院外活動」¹⁸⁾を展開した結果、翌7月2日、棄権したニューヨーク植民地を除く12の植民地からからも同意を手にし、¹⁹⁾ 7月4日すぐさま独立宣言文を正式に採択したのである。ここでとりわけ留意しなければならないのは、独立宣言が大陸会議内の急進派によって一方的に採択されたのではなく、むしろ4月から7月までの間に独立を是とする一般民衆の声が急速に拡大し、諸植民地の行政部に対し圧力をかけたことがその背後にあったということである。²⁰⁾ この点で、印紙法危機以降、植民地ではことあるごとに一般民衆の動員とその政治化が図られており、今時においてそれが最高潮に達したわけであるが、何よりもその

主因は、国王ジョージ三世の無思慮にして頑迷なる所為、および国王の意を体した政策、中でもアメリカ禁止法の制定と外国人傭兵部隊の植民地への投入であったということが出来る。²¹⁾

とはいえ、アメリカは、喜びに浸っていられるような状況にはまったくなかつた。というのも、ハリファックスに居留していたハウ將軍麾下の本軍20,000名は、ボストンに代わる戦略拠点としてニューヨーク市を奪取することを目的に、独立宣言文が採択されたまさにその日マンハッタンから目と鼻の先にあるスタテン島 (Staten Island) に上陸し、約一ヶ月半の間そこに駐留し機を伺っていたからである。8月11日パークは、旧友のR. シャクルトン (Richard Shackleton) に宛てた書簡の中で、「われわれは、目下のところ悲惨な事態を耳にすることを常に予期しています。それがどういったものであるのか皆目見当が付きません。勝利がわれわれからわが帝国の広大にして気高き部分を切り離すことになる人々に対して、わたしは成就を祈る術を知りませんし、ましていわんや、不正、抑圧、不条理に対して成就を祈ることなどありません」²²⁾とした後、次のように述べている。

この戦争のどんなできごとからも、高潔なる興味へと至る某かの美質が生じることなど少しもありません。われわれは、われわれの古くからの諸原理をことごとく忘却し、あるいはうっちゃって来ました。こうした見方は、ときおりわたしを意気消沈させます。²³⁾

ハウがスタテン島に駐留している間、本国からの増援部隊の他に、6月28日南部の重要な港湾都市であったサウスカロライナのチャールストン (Charleston) を占領しようとして失敗したクリントン (Sir Henry Clinton) 將軍とコーンウォリス (Charles Cornwallis) 將軍の部隊も合流し、本国軍が優に32,000名を数える中、22,000名からなる部隊が8月22日ブルックリンを背に陣を敷く大陸軍を攻撃するためにロングアイランド (Long Island) に上陸した。衆寡敵せず。ワシントンが大陸軍の大半をニューヨーク市の防衛に回していたこともあり、易々とハウはロングアイランドの戦いに勝利を収めることができた。しかしながら、ハウは

ブルックリンを攻略するわけでもなく、包囲作戦をずるずると継続するだけであった。スタテン島への上陸からロングアイランドにおける勝利までの間に展示された本国軍の盛大なる陣容、および海上に戦艦30隻、軍用輸送船400隻が勢ぞろいしたブリテン海軍の威容は、幕間に用意された豪壮な陣立てであった。というのも、和平委員に任じられていたハウ兄弟の目的は、圧倒的な軍事力の差をアメリカ住民に見せつけることにより、彼らの戦意を喪失させ、和平へと至らしめるところにあったからである。しかし、すでに独立宣言が発せられた後にあっては、そうした物々しい陣立てもさほど効果を有せず、和平交渉も物別れに終わらざるを得ない運命にあったのである。²⁴⁾

和平交渉が一向に進展をみない中、その間隙を突いてワシントンがブルックリンを放棄してニューヨーク市に入ったため、ハウは、9月15日に戦闘を再開、ワシントンの軍を駆逐してニューヨーク市を占領した。パークは、10月10日にチャンピオンに宛てた書簡の中で、「街では哀れなアメリカ人の恐ろしいニュースで持ち切りです。……今までのところ、わたしが耳にしたのは不完全なものです。3,000人に及ぶ植民地住民が殺されたり、捕らえられたりしています。アメリカ軍はロングアイランドで完敗し、そこは国王の軍隊の完全な支配下にあります。……さらに、ニューヨークへ潰走する途上で大勢がおぼれ死んだようです」²⁵⁾とロングアイランドでの戦いに触れた後、次のように述べている。

わが友人たちに敵の勝利を静かに堪え忍ばせよう。しかしながら、もし彼らが傲慢であろうならば、われわれは静かにそして確固としなければなりません。もしこれがどんな類であれ和平を生ずるならば、それは善であります。さもなければ、それは、われわれをしてただ他者の悲惨を長引かせ、われわれ自身の破滅を確実にするのを可能とするだけです。²⁶⁾

2. ロッキンガム派とパーク

このように8月初旬に大陸会議が独立宣言文を

採択したニュースがもたらされ、²⁷⁾ さらに10月初旬にロングアイランドの戦いとニューヨーク市占領のニュースがもたらされる中で、パークは一条の光も見出すことのできない閉塞した状況の中にあつたが、当然これは、ロッキンガム派自体にも言えることであつた。ロッキンガムは、10月13日パークに宛てた書簡の中で、「軍隊が植民地に対して手に入れた相当な優位、およびそれがニューヨークに関して有したと云って差し支えないはず確実な結果は、陛下の大臣たちにとって大勝利といった事柄であろうことは疑いありませんし、わたしは、それらが、彼らがこの成功により、以前に国事にもたらしたまさにその絶望的な状態をすぐさま忘れさせることを大いに危惧しています」と述べた後、「われわれがこの重大時期にあつて保持すべき行動方針は、非常なる労苦でもって出席することであるとは、わたしには思われません」²⁸⁾として、議会欠席をロッキンガム派の行動方針とすることを明確に示した。²⁹⁾ さらにロッキンガムは、議会開会を前にした10月22日パークに宛てて短い書簡を再度認めている。その中で彼は、「現在わたしは、ロングアイランドのできごとの後、アメリカがどのような状況にあるのか知りません。様々な兆候がかのできごとに対する大臣たち等の狂喜を指し示しています。ばかげた木霊のように国民はただ騒ぎを繰り返すしかできません。それは歓喜のようですが、一方で理性の静かな声はいわば真空状態の中にかき消されます」と述べて、ロングアイランドでの勝利に酔いしれ世論が沸き立つ中で、武力制圧に対する如何なる異議申し立ても彼らの耳に達することなどないとの諦念を明らかにした上で、次のようにいう。「わたしは、いつものように果てしない落胆でもってこの地を出発します。実を言うと、わたしは召集に進んで耳を貸したくなどありません。そしてわたしは、この国が正直、清廉といったようなものによって、—あるいは政策によって推進される、または推進されるであろうなどと想像することはむなしだけであると考え始めています」³⁰⁾と。

こうしたロッキンガムの吐露は、彼自身だけでなく、ロッキンガム派の偽らざる心情であり、圧

倒的な無力感が支配する中で、もはや議会を欠席して異を唱えるほか採るべき方法もなしといったところが実情であったということが出来る。そうした鬱屈した状況の中で10月31日議会開催に際して行われた国王の辞に対する勅語奉答文 (Address) は、戦勝に高調した気分を反映して、「国王の成功を祝賀し、反徒を激しく非難する」³¹⁾ものであった。先にみたように、ロッキンガム派は、すでに議会を欠席することを行動方針として決していたが、その前に政府の行動を批判するとともに、彼らの立場を公的に明らかにするために、勅語奉答文に対する修正を上下両院に動議した。この修正はもっぱらパークの手によりなされたが、修正とは名ばかりで、その大半は政府批判によって占められていた。³²⁾ その中で彼は、とりわけ諸情報が大臣たちに専有され、それをいいことに議会や国王に対し十分な情報が伝えられない一方で、彼らによって提案された計画に対しては充分なる信頼が与えられ、「この信頼を継続することによって本院までが、血なまぐさく、責任を負うべき内戦にほとんど不可避免的に巻き込まれ」たばかりか、「現在、それ〔内戦〕が陛下の領土すべての勢威を疲弊させ、われわれの同盟を彼らの敵国の企みにさらけ出し、本王国を危険な状態に放置し、その結果、全ブリテン国民をもっとも嘆かわしい惨禍へと威迫しています」³³⁾と述べて、内閣の専断・専横を激しく非難した。

この修正動議は、下院ではカヴェディッシュが、上院ではロッキンガム自身が提案し、前者は242対87で、後者は82対26で否決されたが、それとは別に「ニューヨークでの勝利が和解を促進するために用いられる」よう促すためにロッキンガム派の14名の貴族により署名された異議申立書として修正案が提出された。³⁴⁾ 次いで翌11月6日にカヴェンディッシュが、国王が「陛下の……〔アメリカの〕臣民が自ら不当に扱われていると考える陛下のすべての法令の改正を慈悲深く……喜んで是認した」とのハウ兄弟の布告 (Declaration) を読み上げ、すぐさまそうした「法令の改正を検討するために」³⁵⁾ 委員会を設置するよう下院に動議を提出した。これに対してノースと法務次官の

A. ウェッダーバーン (Alexander Wedderburn) は、まずもって植民地住民が独立宣言を撤回するのが先であるとして彼の提案を却下したため、すかさずパークは、カヴェンディッシュの動議を支持して、ウェッダーバーンに対し「その学識ある紳士は、今や12,000名のヘッセン人からなる銃剣武装兵に助けを求めている」と述べた後、次のようにいう。

別の機会にあなたは演説で軍隊を求めているとよく言われた。－わたしは、その学識ある人物は血を求めていると言っても差し支えない。推論は無駄である。－武力はアメリカを承服させ、彼らのふさいだ憂慮をきれいに拭い去るに違いないと、彼は言う。³⁶⁾

そうしてパークは、和平委員に関して「彼らのための法案が通過した後、なぜ7ヶ月もまるまる遅延され、5月まで出帆が許可されなかったのか？なぜ彼らを任命する委員会はその月の6日まで遅延したのか？」と問い糾した上で、次のように批判する。

その後起きた流血と惨害はこの遅延による。……この遅延により、あなたは、選択の問題としてではなく、必然の問題として、彼らを独立宣言へと駆り立てた。－そして今では彼らはそれを宣言してしまった。あなたは、それを武力以外彼らに対して用いられる如何なる推論も存し得ないことを論証する根拠としてもちだす。何とこれは、あなたがそもそも反乱を防ぐことをではなく、罰ずることを、調停ではなく、軍隊を用いることを、そして承服させることではなく、破壊することを、固く決意していたことを、とにもかくにも明らかにするだけである。－そうしたことが無慈悲にも失われたこの7ヶ月の諸結果であり、爾来、生じてきたあらゆる害毒はそれらに帰されなければならない。³⁷⁾

このようにパークは、政府の遅滞がアメリカ人をして独立を宣言するよう促し、さらには独立宣言の公布を和平交渉が遅々として進まない言い訳として用いられていると激しく論詰したが、先の勅語奉答文の修正動議と同様、このカヴェンディッ

シュの動議も109対47で否決された。これ以降、ロッキンガム派は、部分的にはあるが、既定方針であった議会欠席を実施に移すこととなった。しかしながら、議会において政府支持者が圧倒的多数を占め、かてて加えて世論がアメリカに対する政府の強硬策をさも当然とみなし、それを熱狂的に支持する中であって、ロッキンガム派の議会を欠席するという行動方針が何の効果も有し得ないことは火を見るよりも明らかであった。そうした中で、ロッキンガム派の現状に悶々としていたパークが1777年早々に書き上げたのが、後述する「国王への建白書」と「植民地住民への訴え」の二つである。とりわけ、前者は、「彼の党の諸原理と諸行動を正当化する」³⁸⁾ ことを目的として著されたもので、彼は、1777年1月6日にロッキンガムに宛てた書簡の中で、休会期にロッキンガムに一言も断らずにその仕事に取りかかっていたことを明らかにした後、「アメリカの事態は危機に近づきつつあるように思われます」として、次のように述べている。「ハウ兄弟は、この頃にはデラウェアからマサチューセッツ湾の西部境界線までのアメリカ中部海岸全域を占領するか、はたまた恐懼させることが可能です。カナダ側の海軍の障壁が破壊され、国家の広大な水域が軍隊の補給に開かれます。ハドソン川は、植民地の中心へと向かう進路を開きます。そして、おそらく早期の軍事攻勢を妨げうるものは何もありません」³⁹⁾と。

またこの書簡の中でパークは、ロッキンガムに対し議会欠席を実施するのか、それとも実施しないのか確固とした計画を友人たちに提示すべきであると進言している。彼は、「理に合った議会欠席措置について、……それに反対する真剣な異議にもかかわらず、そしてとりわけこの時期に、実にあらゆる政治的策動の効果の極端な不確かさにもかかわらず、わたしは、それでもなおそれがもっとも当を得ていると考えていることを認めます。……わたしは、これをなし得ることしか頭にありません。ことによると、われわれの現在の場合の下であってなされるのはただそれだけです」⁴⁰⁾とした上で、「その方策は、そうした危険なものとして尋常でないばかりか、それ自身の本

質において高度に強固で激越です。それゆえに、それを採用することの適否は、それが支持され、追隨される際の精神にもっぱら依拠します。無気力と優柔不断でもって激烈な方策を遂行することは、思索においてあまり一貫していませんし、実践においてより一層評判が良くもなく、また安全でもありません」⁴¹⁾と述べて、ロッキンガムの友人たちの気迫と精励でもってなされる支持が絶対的に不可欠であるとの考えを示している。と同時に彼は、それが実施不可能な場合に備えて、その「勘所」について「議会において何がなされるべきかについて熟慮する」ことであるとして、次のようにいう。

弱小にして不規律で、散漫かつ気むずかしい野党はそこではあまりにちっぽけであるのに対して、他の一方はあまりに大きいです。われわれの計画は、方策の成功をその中に有するといったものであるべきです。さもなければ、会期を通じて整然とした出席といったようなものを確保するのは不可能です。そしてかなり一律の出席がなければ、野党は不面目な雰囲気や常を帯びるでしょうし、そうした出席がなければ、われわれが真剣であることを民衆に確信させることもできないでしょう。⁴²⁾

このようにパークは、議会欠席について「もっとも当を得ている」とする一方で、議会に「整然と」出席し、その中でロッキンガム派の方策を毅然と宣明していくようにも述べている。これは、彼の心の揺れを示すものであるが、むしろこの時点にあつてはロッキンガムの意思を尊重し、彼に追隨はしたものの、ロッキンガム派の現状からみて議会欠席が功を奏するのは難しいことを重々承知していたと推知される。というのも、一つには、ロッキンガム自身の優柔不断さもあって、ロッキンガム派の主要なメンバーも心が離れ、議会欠席に関してロッキンガム派全体が統一的な行動をとれるような状況にはなかつたことが挙げられる。実際彼は、議会欠席は「うんざりする仕事の労役から彼ら[ロッキンガムの友人たち]を解放し、安逸と静穏へと引きこもる好機を彼らに提供する

ことを約束した⁴³⁾と述べている。さらに、いま一つには、12月13日に議会在休会に入るや、彼が「国王への建白書」ならびに「植民地住民への訴え」を企図し、1777年早々に物していることが挙げられる。11月6日にカヴェンディッシュの動議が下院で否決されて以降、ロックンガム派の多くが議会在欠席する中で、彼は、「弱小にして不規律で、散漫かつ気むずかしい野党」の議会在欠席について結局のところそれが「実りのない帰結⁴⁴⁾」へと至ることを懸念していた。加えて、ニューヨークの占領以降、12月初めになって本国軍がロードアイランドを占領したことから、今後植民地での戦局が本国に圧倒的に有利な形で推移すると理解していた折も折、B. フランクリン (Benjamin Franklin) が援助を引き出すためにフランスを訪問していることを耳にした彼は、フランクリンがフランスから援助が得られない場合、講和条約についてパリ駐在のブリテン大使であるストーモント子爵 (Viscount Stormont) と話し合うことになるであろうと予見し、「わたしは、ウィッグがある種の平和の調停者に任じられるといったことがまったくあり得ないわけではないと考えます⁴⁵⁾」とした後で、次のように述べている。

もし大陸会議が、108人の下院議員が昨年賛成票を投じたそれら条項に賛成し、それらの条項を提起した政党に対する幾ばくかの礼儀正しさをもって宣言するようにさせられうるならば、それは、疑いもなく、イングランドにおいてわれわれの自由の大義を復活し、そして植民地に、この国にある、ある種の停泊地と投錨地を供給するといった効果を有するでしょう。フランクリンがそうした一歩の妥当性を感じるようになると、わたしには思われます。⁴⁶⁾

3. 「国王への建白書」と「植民地住民への訴え」

まさにこうした非常に混沌とした政治情勢の中で書き上げられたのが、「国王への建白書」と「植民地住民への訴え」である。まず前者の「国王への建白書」であるが、これは、バークがこれまで

演説等において述べきたったことを中心に簡潔かつ明瞭にまとめたものである。その主たる内容は、アメリカ植民地を分離へと至らしめた原因と政府のアメリカ政策全般に対しロックンガム派が一貫して反対した事由、ならびに同派が議会在欠席を選択するに至った事由の三つである。彼は、最初に「われわれ……は、……陛下の真の利害に対する偽りのない献身でもって、陛下の御事のこの危機に陛下の御前に伏して近づくお許しを請う次第です」と謝した後、「ブリテン帝国が至らしめられている状況、およびわれわれがその状況へと不承不承駆り立てられている行状は、国王と民衆の双方に対し有する関係により、われわれが陛下とわが国に対してはっきりと説明するよう義務づけられているようなものです⁴⁷⁾」と述べて、本題に入っている。

バークは、ロックンガム派が「内戦」に終始反対してきた理由について次のように述べている。

それは、内戦が勝利を伴うのは不可能であろうと、われわれが考えるからではなく、そうした戦いにおいて勝利はわれわれの破滅の様式をただ変更するだけであろうと、そしてそれを直ちにあまり気づかないようにすることによって、内戦をより永続的なものに、そしてより取り返しのつかないものにするであろうと、われわれが完全に確信したからです。⁴⁸⁾

そうして彼は、「平和の計り知ることのできない価値、そして戦争によって求められるものの卑しむべき価値を知って、われわれは、わが国の騒動を外国軍の使用によってではなく、われわれ自身の国内政策の分別ある調整によって調停することを望んだ」とした後、先年国王が議会在開会の辞で述べた「アメリカの無秩序」について、それを「錯誤に基づき、執拗に追い求められ、分別もなく実施された諸計画⁴⁹⁾」に依拠した政府の秕政にあるとしている。そして彼は、『それは、彼らの同意なしに全民衆の財産を処分する試みである』として、次のように論じている。

植民地の陛下のイングランド人臣民は、人間の通常的能力を有し、政府のそうした計画の下に生きることは自由の状態です。

はないということに気づいています。彼らがその由来をたどられる民衆の古来の感情をまだなお刻印されている植民地のイングランド人臣民は、その根本原理として自由が定着していない政府の下では生きていくことはできません。⁵⁰⁾

それゆえ彼は、「全民衆の定着し確立された意見および思考習慣にまったく反して計画された」植民地における「課税の実施は方式においても原理においても彼らの権利をことごとく覆す」ものであるというのが「それら植民地の民衆全体の一般的意見」であり、この意見は「彼らの全議会の満場一致の票決により宣言されてきた」⁵¹⁾とする。であればこそ彼は、「もっとも恵み深い主権者である、全民衆の意見は、抽象的な主張がどうであろうと、はたまた至高なる権力の諸権利ですらどうであろうと、賢明にして情け深い統治者たちによって決して侮蔑されるべきではない」⁵²⁾といい、また「大きな共同社会の、そしてそれを構成するすべての階層の一般的感情を無視することは、公平または叡智と両立しない」⁵³⁾と述べて、そうした全員一致の意見については十分に尊重されてしかるべきこと、さらには「先入見の基礎が誤っている、あるいは議論の余地がある場合ですら、全民衆の先入見に順応する」⁵⁴⁾ことが必要不可欠であると力説する。この点について彼は、すでに「再度の和解演説」において統治が「被治者の気質および事物の情況」⁵⁵⁾に適合されるべきことを主唱していたが、さらに『ブリストルの執行官への書簡』の中で、彼が民衆の意見や感情ならびに共同社会の一般的意見を尊重し、「慎慮と情況への順応」を権力行使の要諦とすることを再三にわたって強く主張しているのを、われわれは後ほど確認することになる。

さらにバークは、同意なき課税の実施という「原理の侵犯がこれらの紛争の一般に知られた発端であり、始原」であるとした上で、次のように述べている。

われわれについて言えば、われわれは、かりに、かの重大な事例においてわれわれ自身の財産の絶対的に自由なる処分に対する実質的

な利得をわれわれに保証する某か有効な予防手段を手にしなから、われわれが直接的に、はたまた民衆の代表によって同意されていない税を甘受するならば、われわれ自身良き市民として弁解できないと、そしてイングランド人の真の精神によって感化されていないと考えるべきです。⁵⁶⁾

ましてアメリカ植民地は遠く3,000マイルも離れた場所にあり、「場所が遠く隔たっていることは、もっぱら財産の処分におけるこの特惠をともかくもより有効妥当とする」⁵⁷⁾のは理の当然である。であればこそ、彼は、「かの非常に貴重な特惠を事実上無効にする先の試みがなされた時、大なる無秩序と騒動は、非常に不幸に、そして非常に自然にそれから惹起した」といい、「それから別の方法が平和と秩序を恢復する絶対確実な手段として推奨され、その後続いた。われわれは、それらが不満を焚きつけて不服従へと、そして抵抗を焚きつけて反乱へと至らしめた原因であるとみなした」⁵⁸⁾と述べた後、次のように論じている。

われわれは、無秩序が侵害された一つの権利に対する不平から生じた時、他のあらゆる権利を侵害することが激昂している民衆をなだめる適切な手段であると考えることなどできません。極度に激した状態にあり、かつ武器を取る準備のできた民衆をなだめる手段として、融通のきかない征服者がもっとも決定的に重要な勝利の結果として科したであろう厳格な法律 (the austere Law) を持ち出すのは愚かで不合理であると、われわれには思われます。⁵⁹⁾

そうした中でバークがとりわけ激しく非難したのが「アメリカ禁止法」である。それは、「その中に先のすべてのものの峻厳さが統合され、付加された苛烈で非道な情況によって激化させられた」⁶⁰⁾究極的な抑圧法であり、政府の批政をもっとも象徴的に示すものであったことに因る。それについて彼は、「アメリカのすべての貿易資産 (港のうちにある無害な船舶さえも) は、外敵からの略奪品として陛下の海軍の水兵たちに見境なく、そして回収しがたいほどに下されました。……

陛下の〔アメリカの〕民衆は略奪され、陛下の海軍は、新規の危険で不品行な実例により彼らの同郷人からの略奪でもって汚された」と述べた後、「陛下の領土のその地域の民衆は、彼らの個人的能力のみならず、彼らの一般的能力と政治的能力において完全に陛下の政府の保護外に置かれました⁶¹⁾」として、その酷烈さ非道さを明確に指摘している。加えて彼は、「この不自然で破滅を招く戦争を続けた不適切な方式」こそが「現今のグレート・ブリテンとその植民地との不幸な分離へとまっすぐに至らしめている」として、それが敵愾心によりもたらされたものであることを明らかにしている。彼は、「敵愾心をもったあらゆる行動方針は、……正当と認められたり、あるいは許されたりするものではない」と断じ、「実際的情況の必要性を超えて他者を挑発しないこと、はたまた外形的な静穏が回復されている時でさえ、長らく心を苦しめるに違いない痛みを彼らの心の中に残しておかないことは、他者を統治することを公言する人々の義務である」として、統治に携わる者が当然にもわきまえるべき要諦を示した後、次のように述べている。曰く、「われわれが幾つもの敵対的行為を目にするのは、恥ずかしさと悲しみをもってです。そしてそれは、陛下のアメリカ臣民の心を矯正できないほどに離反させる以外の如何なる傾向も有しません⁶²⁾」と。

このようにパークは、アメリカが最終的に分離独立を意図するようになった原因は優れて政府がその酷烈さを徐々に増しながら実施してきた強圧的諸施策にあったとして、政府の批政を厳しく指摘したが、と同時にジョージ三世に対しても齒に衣着せずに次のように直言している。

陛下、われわれは、われわれの同郷人を征服するという考えを嫌悪します。われわれは、彼らが申し分なく確かめられ、申し分なく正しいと立証され、そして申し分なく保証された和解決項に応じるということになれば良いのですが、そして陛下があなたの領土の回復をその完全な荒廃と破壊とに負うことがありますませぬよう願っています。⁶³⁾

そして彼は、ロッキンガム派が「陛下の領土の一

部の至上権を残余のすべての部分の自由および安全と相反させる一切の試みに抵抗してきた」ことについて、「民衆自身の手の中にある自由のどんな部分に対しても彼らに一切保証しない」といったような「従属のシステム」は「その組織体の自由を必然的に破壊する」⁶⁴⁾と信じて疑わなかったからであるとする。そうして「議会に真の自由を委ねるためには、多くの自由が植民地に委ねられなければならない」とした後で、アメリカを征圧するために常置された軍隊は、「われわれの財政を完全に破綻させる」ばかりか、それ以上に、「こちらにいるわれわれの自由を破壊するに適切かつ強力で確かなエンジンとなる」⁶⁵⁾と述べて、内戦がアメリカだけでなく、本国ブリテンに対しても多大な危害をもたらすことになるとしてその軽挙妄動を諫めている。

さらにパークは、「無条件の服従と受動的な恭順の諸原則に基づいた、そして被治者たる民衆の同意なしに行使される権力に基づいた、彼らの先入見と習慣をものともせず制定された諸法令に基づいた、外国の傭兵部隊によって手にされ、常備軍によって確保される黙従に基づいた、陛下の王位は、安定した状態にあることはできません。これらはことによると異なった王位の基礎であるかもしれませんが、それらはあなたの王位を覆すに違いありません⁶⁶⁾」と、驚くほど率直かつ辛辣な諫言を記している。そして彼は、「名誉革命」を引き合いに出しながら、「[[名誉]革命は、この君主制の古来の世襲の歩みからの逸脱です」とした上で、「そのとき民衆は、彼らの原初的諸権利に再び加わりました。それは、実定法がそのときなされたことを正当と認めたからではなく、あらゆる法の始原であり根拠である臣民の自由と安全とがそれらより卓越し優れた仕方を要求したからです」と述べた後で、次のように論じている。

かの常に記憶すべき啓発的な時期に、法律の条文は自由の大意を支持して取り替えられました。それゆえわれわれは、国王と議会の双方を再生させたかの幸福な制度を、国王または議会のどちらでもなく、民衆の自由な選択に負っています。陛下がわれわれを支配する

権利を導き出す制度を確立し裁可した制定法は、自由のかの偉大な原理に由来します。⁶⁷⁾ そうして彼は、「われわれは、陛下の王位を陛下の民衆の普遍的な自由の上に据えることによって、そして陛下に、……陛下の領土のすべての部分にかの信頼と愛情を生じさせることによって、……陛下の王位に揺るぎない安定性を与えることを願います」といい、また「そうしたものが、われわれの間では君主制そのものの基礎ですし、はるかにより明快に、そしてはるかにより格別にそれがすべての議会権限の基礎です」とした上で、とりわけ議会の役割について次のように述べている。曰く、「議会は、自由を擁護するために用意された防御装置であって、その場において民衆を楽しませるために考案された巧緻な虚構ではありません」⁶⁸⁾ と。

このようにバークは、イングランド人の古来の自由、そして名誉革命の際に確固として再規定された自由を基にして国王ないし政府および議会の有り様を明確に示したのである。そうして最後にロッキンガム派が行動方針として議会欠席を選択するに至ったことについて彼は、「ブリテン帝国は、解体する恐れのある動乱の中にあります。われわれは、多年にわたる絶え間ない闘争の後に、この無秩序を引き起こし激化させたそれら特殊な一連のできごとに、われわれ自身全面的に反対できなかったこと、そしてそれを進んで凝視しなかったことに気づいています」⁶⁹⁾ と述べた後で、次のように論じている。

われわれは、暗黙の同意といった見せかけによって帝国の自由と和合にとって致命的な一連のできごとを黙認するなどできません。陛下の全領土の勢威を疲弊させる一連のできごとは、われわれの同盟国の信頼と依存の一切を破壊し、そして国の内外の双方で、……隣接する対抗勢力のうさんくさい憐れみと気まぐれな嗜好にわれわれをさらしたままにします。⁷⁰⁾

次に後者の「植民地住民への訴え」である。帝国からの離脱を求めるまでに至ったアメリカ「危

機」の本質とそれに対するこれまでのロッキンガム派の基本的な姿勢と考え方を国王に忌憚なく建白することを目的とした前者とは異なり、後者は、バーク自らがアメリカ植民地に対して大きく揺れ動く心情を吐露するとともに、円熟した彼の帝国観を示すために植民地住民に宛てて記したものである。彼は、ブリテン帝国が陥っている「非常に険難な危機」にあって、「国家の政情不安は、どんなありきたりな救済策も骨折損で取るに足りなくするほどに強暴で不治なほどになっている」がゆえに、「最後の手段として、われわれは、諸君と向き合い、単に個人的な資格で諸君に向けて訴えかけます」⁷¹⁾ と述べて、本題に入っている。

バークは、アメリカ植民地が「諸君の、父祖の国との古くからの関係」⁷²⁾ を絶ち切り、ブリテン帝国から分離独立することの可否について、「……われわれは、はなはだ根本的な点において、諸君が如何なる種類の抑制または統御も諸君自身の手には有しない、あるいは諸君の情況、諸原理および特性にとってとても不快であろう政府を諸君の頭上に置くことを決して望みません」⁷³⁾ というと同時に、彼は、「たとえ神の配剤によって（われわれはそうしたことのないよう祈っていますが）諸君がわれわれの足下にすらひれ伏し、身体的にも精神的にも打ちひしがれたとしても、あらゆる実際的手段によって、諸君の美德に不似合いな運命が鈍らし、くじく、精神の自由な活力を回復させることが、そして諸君が武器によりむなしく主張しようとしてきたそれらの真の特権を諸君に自らの意思で手に入れさせることが、われわれの務めであり、意向です」と述べた後、次のように論じている。

というのは、われわれは、諸君との分離を重大なる惨禍と考えているとはいえ、それにもかかわらず、諸君が隷属の境遇を伴った自由といった非常に不自然な結合によってこの君主および王国と合するよりも、むしろそれから完全に独立する方がはるかに良いと、厳粛に宣言するからです。—たとえそれがかりそめにも実行可能であるとしても、結合は、名ばかりの帝国の境界線の拡張によって、結局

は、この国の平和、繁栄、卓越および勢力に有益であるよりも、常により一層有害たりえます。⁷⁴⁾

このように彼は、アメリカ植民地が帝国内にあって隷属した状態にあるよりも、むしろ独立した方がはるかに良いというが、些か唐突な彼のこの言の本意はどこにあるのか。これについて岸本は、「軍事的抑圧によって自由が全面的に否定されるならば」⁷⁵⁾と条件を付してその説明としている。実際、軍事的抑圧に加えブリテン政府のなりふり構わぬ強圧的な施策によってアメリカ植民地の自由が窒息寸前の状態にあるだけでなく、看過し得ない害悪を本国にもたらし国制を毀損しかねない状態にあると、彼が思料していたのは事実である。

しかしながら、それとは別に、パークの講論からみて重要なのは、印紙法危機以降アメリカ問題に掛かり合う中で昇華されてきた「帝国」観そのものがアメリカ植民地に対し執拗に行われてきた強圧的な施策によって粉碎されると思料された点である。彼は次のようにいう。

われわれの見解を諸君にそして世界により明瞭に表すために、われわれは、たとえ如何なる歳入も……この王国に対し諸君からまったく得られなくなることがあったとしても、それでも兄弟のような寛容さと自由の絆で、われわれの間の開かれたよどみのない通商でもって、諸君と結合されることがわれわれの幸福である限り、……われわれは、少なくとも、どのような国家と比べても同じくらい、あるいは人事の自然な成り行き中でわれわれに敵対して形成されたどのような諸国家連合と比べても同じくらい、勢力がありそうであるとの、われわれの意見を宣します。⁷⁶⁾

すでに印紙法危機の段階から彼は、植民地課税からよりも、むしろそれまでに醸成されてきた通商からはるかに多くの利益を得てきているとして、「通商」の観点からアメリカ植民地との関係を捉えようとしていた。⁷⁷⁾ それゆえに彼は、『課税演説』(Speech on American Taxation, 1774)でもブリテン本国が通商を独占する一方で、植民地で課税権をも享受するのは、植民地住民を「何の埋め合

わせもない完璧な隷属状態」⁷⁸⁾に留置するものであるとするなど、ことあるごとに課税権の行使に非を入れてきたのである。そこにはアメリカ植民地はブリテン帝国の発展にとってなくてはならない存在であるとの認識が伏在しており、この点で、R. パーク (Richard Bourke) が指摘するように、まさに彼が目指していたのは「通商帝国 commercial empire」⁷⁹⁾であったといえることができる。

また彼は、これに続けて次のようにも述べている。

われわれは、あらゆる帝国の富と力の大部分は必ずや統轄国 (the Presiding State) に投じられなければならないと認識しています。われわれは、そうした国家は公的支出の最大部分を絶えず負担してきたし、負担しなければならないし、かつまた時折その全部を負担しなければならないと認識しています。そしてわれわれは、統轄国がその享受する威厳および卓越において、そしてその優れた富裕において(實際上というよりもむしろ見かけ上の)負担のかの不均衡を十分に保障し、すべての代価が支払われた後、統轄国は必ずや事態の中心にとどまらなければならないと考えます。⁸⁰⁾

この「統轄国」という言い方は、『「現在の国情」論』(Observations on a Late State of the Nation, 1770)で最初に用いられたが、⁸¹⁾先の『課税演説』でもっぱら「統轄国」たる本国の議会在「従位国」たる植民地の「様々な下位的立法機関を一つ残らず監督し、そのどれも多大な損傷を与えることなく嚮導し、統制する」⁸²⁾ことを謳っているのに対し、ここでは帝国の富と力の大部分が統轄国に集められるが、それは公的支出の最大部分あるいはすべてを負担するためであるとしている。これは、今日風にいえば覇権国家による「国際公共財」の考え方に近いといえることができる。これに触れて彼は、「……諸君の同意なしに諸税が諸君から強請されることになる時、この国は疲弊と公然たる困窮の最低状態にあるといわれます。しかし、われわれが軍事力によって諸君を圧迫するように求められるとき、それは、ほとんどその賦課を痛

切に感ぜず、富で満ちておらず、しかもその資産は無尽蔵ではないと描かれます⁸³⁾と述べて、課税の強要と軍事力による威迫を統轄国としてもっとも慎むべき卑しい行為であると激しく非難し、こうした行為こそがアメリカをして分離独立に向かわしめたとする。

そうした上でパークは、それでもなお、結合可能な「共通にして同質な原理」がブリテン本国とアメリカ植民地との間に存することを示そうとする。すなわち、両者が共通に有する「自由」がそれであり、彼は「自由」でもって両者の間に架橋しようとする。彼は、「われわれは、諸君を反徒や反逆者とは呼びません。……われわれは、諸特権－われわれは、それをその忌まわしい無価値な名称によってわれわれ自身の幸福と名誉とこれまで考えてきたが－に対する承認を求めて一心に戦うわが同郷人数百万を制限する方法を知りません。それどころか、われわれは、諸君の行動原理を、……高く崇敬します。諸君は武装してはいませんが、われわれは、最良にしてもっとも熱烈に結びついた関係によって諸君をわが友人と、そしてわが同胞と抱懐しています⁸⁴⁾とした後、「われわれは、自由の諸原理に基づいたイングランドの植民地の制度を、この王国をして後世に至るまで尊ぶべきものにするものとみています」といい、さらには「大西洋のこっち側であろうと、諸君の側であろうと、かの共通した自由の基礎を有し、固守している人々を、われわれは、真の、唯一真のイングランド人であると考えます。そっちであろうと、こっちであろうと、それから逸れた人々は、……イングランドの公正なる国制に対する、そして至当なる優越に対する真の反逆者です⁸⁵⁾とまで述べている。このように両者は同郷人として共通した自由をその基礎に有しているとした彼は、そうした原理の同根性を基に、「諸君が格別にも非常に正しく高く評価するまさにその自由はここに源を発します。しかしその原初の本源から絶えず供給されなければ、それは、かりそめにもその本来の純粋性および完成性のうちに不朽にされ、あるいは保持されうるかどうか、非常に疑わしいかもしれません⁸⁶⁾と述べた後、次のように

いう。

実地に試されていない政府の諸形態は、情動が不安定な人々に対してその新奇性によってさえ好ましく思わせられるかもしれません。しかし、諸君は、イングランドが数百年の間（程度の差はあれ、活力をもって清廉に存続する）現今の制限君主の下に偉大にして幸福であったことを思い起こすのがよいでしょう。イングランド以外どんな国も、そうした国制の利得を諸君に伝えるのは不可能です。⁸⁷⁾

このようにパークは、自由という共通にして同質な原理は両者の間にまだなお存在しており、思慮深く行動し、ブリテン帝国の一部としてとどまることによって自由をより良く供給される方を選択するよう呼びかけたのであるが、最後に彼は、イングランドでの改革・改善に触れて非常に注目すべき議論を展開している。彼は、「われわれは、経験から、……堅牢で適切に配置された国制の形態が存続する限りは、その諸原理を修繕し、政府の他の如何なる計画もこれまで包含していなかった自己改革を達成する力が議会自身のうちに常にあります」とした後、続けて「この国制は、それゆえ、原初の計画を修正するために、あるいは腐敗を取り除くために、あるいはその諸原理を国民の情況、または民衆の習俗において連続して生起してきたこれらの変化により良く適合させるようにするために、無数の改善を正当と認めてきました⁸⁸⁾と述べて、国制を正しく維持するために議会が倦まず弛まず修正・改善を行ってきたとするが、とりわけ重要であるのは、それが諸情況の変化により良く適合するためであったとしている点である。彼は、これをそのまま植民地問題にも敷衍して、「われわれは、植民地の発展が情況のそうした変化であり、そしてわれわれの現在の紛争がわれわれの統治の修正を絶えず要求するほどに差し迫った緊急事態にあると感じます⁸⁹⁾と述べた後、次のように論じている。

公然たる騒乱は、この国にその国制を調査するようしばしば求めてきています。それは、そうした修正により絶えずより良くなってい

きます。もしわれわれの幸福で豊かな領土の拡大、およびわれわれの四方に広がった人口が、狭量な目的のために作られた国制の限界を越えて大きくなるならば、われわれは、理にかなった幸福の尺度を広げ、この王国の政治的雅量をその繁栄と同じほどに大きくすることで、われわれの技量と善行を展示することの崇高な機会をわれわれに賜れた神に感謝すべきです。⁹⁰⁾

このことについて編者は、頭書で「それは、地球上に広がるにつれてますます四散し錯綜した帝国の必要に国制を順応させるために、ある種の修正が必要なのもっともであるとのパークと党による最初の公開宣言でもある」⁹¹⁾と記しており、われわれは、そこに保守のための修正・改革の原型を見出すことができる。

この「植民地住民への訴え」を全体的にみた場合、それはアメリカへの「和解」の呼びかけであったということができる。本国軍がニューヨークに次いでロードアイランドを占領した後、ハウは、ワシントンを追ってニュージャージーに進出して北部一帯を占領下に置いており、本国軍の圧倒的優位は動かし難い事実と推知され、それがゆえにアメリカ植民地の敗北が脳裏によぎったとしても故なきことではない。むしろ、そうした状況にあってはじめて「和解」は可能となる。パークは、ロングアイランドの戦いに触れて、「もしこれがどういった類いであれ和平が生じるのであれば、それは善であります」とチャンピオンに述べていた。彼にとって何よりも重要であったのは、「和平」の一事である。実際、彼は、「植民地住民の訴え」の中で、「われわれは、……和平条項がひとたび議会により受容されるならば、破られないであろうことを諸君に確約します。われわれはまた、……帝国の平和を実現することを心から支持し、帝国が再び無秩序へと投げられる試みにはことごとく反対することを諸君に約束します」⁹²⁾と述べている。

しかしながら、先の「国王への建白書」は激越すぎたこともあり、累が及ぶのを恐れてか、結局国王に提出されることはなかったし、⁹³⁾ また「植

民地住民への訴え」も同様に日の目を迎えることなく放置され、公刊されることも、有効に用いられることもなかった。それゆえに、次章でみる『ブリストルの執行官への書簡』は、それまで抑えられていた彼の思いや考えをはき出すものであったということができる。

4. 『ブリストルの執行官への書簡』

ロッキンガム派が採用した議会欠席方針は、先にみたところからも明らかなように何の効果もなく、同派の惨憺たる状況をたださらけ出しただけであったが、それは1777年2月になってブリストルの有権者の間で大きな不満を引き起こした。⁹⁴⁾ そのためパーク自身とロッキンガム派の行動を釈明するために著されたのが『ブリストルの執行官への書簡』である。これは、ブリストル市の二名の執行官を名宛人として認められた公開書簡で、1777年5月にブリストルとロンドンで公刊された。この点で、それは、単にブリストルの有権者だけでなく、広く民衆に向けて書かれたものである。実際、4月3日チャンピオンに宛てた書簡の中で、彼は次のように述べている。「この小編は、わたしの選挙民に宛ててはいますが、民衆に向けて書かれています。……多くの事物は国民に対して説明される必要があり、彼らはそれらに決して注意を向けたりしないか、あるいは昨今の不幸なできごとの敏速な継起のうちにそれらを忘却したりするか、いずれかです」⁹⁵⁾と。

パークは、彼が議会を欠席している間に可決した「敵国船拿捕免許状法」(Letters of Marque Act)と「アメリカ反逆法」(American Treasons Act)の二つの法令のうち、とくに「人身保護法」(Habeas Corpus Act)を部分的に一時停止する「アメリカ反逆法」を吟味・検証することから書簡を書き起こしている。⁹⁶⁾ それは、捕らえられたアメリカ人船員やアメリカにおいて反逆罪で告訴された人々の人身保護の権利を制限するものであり、その主要な目的として彼は、第一に「かの法律が海賊の名で形容したがる人々を、適切と考える期間、(その法律の存続期間内)監禁する権能を政府に与え

る」⁹⁷⁾ こと、第二に「アメリカで大逆罪を犯すおそれのある人々を裁判にかけるためにイングランドで拘留する」⁹⁸⁾ ことにあるとする。それゆえ彼は、「イングランド古来の公正な司法上の諸原理ならびに諸制度はすべて、暴力と抑圧の向こう見ずな進行を抑制し、妨害するおもしである。それらは、公正でないものは便宜たるべきではないという、この一つの良き目的のために考案された」と述べた後、「公正で正当と認められる如何なる便宜も、この新しい臣民の自由の一時的停止に賛助するよう説きつけるといったことは一切ないと、わたしは考える」⁹⁹⁾ と断じ、「アメリカ反逆法」に対して強い嫌悪感を示している。「国王への建白書」の中で「議会は、自由を擁護するために用意された防御装置であって、その場にあつて民衆を楽しませるために考案された巧緻な虚構ではありません」と述べた彼にとってまさにそれは、議会在議をたすべきことを放棄するも同じであることを意味した。それゆえ彼は、「立法者は、法律家がなしえないことをなすべきである」とした後、立法者の本来あるべき姿について次のようにいうのである。

というのも、立法者は、理性と公正という偉大な原理、および人類の一般の見解を除き、自らを縛る他の如何なる基準も有しないからである。彼らが服従し従う義務を負うのは、これらだけであり、副次的な人為的正義の偏狭な解釈によって彼らの高等な能力を足かせして縛りつけるよりも、むしろ立法的理性の不偏によって法を拡張し啓発しなければならない。¹⁰⁰⁾

彼にとって人身保護法は、「自由と正義のいずれにとってもその唯一の保証」であつて、それゆえにその部分的な一時停止について「普遍的な一時停止と比べてその原理において少しも劣らず悪質であり、その結果においてはるかに一層悪質である」とした後、彼は、「かりそめにもわたしが理解するとすれば、自由は、普遍的な原理であつて、領域内の全臣民の明白な権利であるか、さもなければ誰の権利でもないといったものである。わたしには、部分的な自由はもっとも不愉快な隷属状

態であるように思われる」¹⁰¹⁾ と述べている。

パークは、先の二つの法令について「[アメリカでの紛争という] 同じ主題に対してこれまで制定されてきた他の法令すべてと同類である。それらは、同じ原理によって作用し、そしてまさにその同じ政策に由来する」といい、そうした種類の法令は9つに達するとしている。¹⁰²⁾ 中でも彼は、「アメリカ反逆法」は「アメリカ戦争の産物のうちの一つである」とした上で、「卑見によれば、この戦争は、それとその他すべての戦争とを峻別するある種の害悪を数多くもたらす。われわれの政策が狂わされ、わが帝国が混乱させられただけではなく、我が国の法律とわれわれの立法精神がそれにより完全に墮落させられそうにある」¹⁰³⁾ といひ、これまで議会で制定されてきたこれら一連の敵対的な法令によって、法令ばかりか、国民の習俗までもが腐敗・墮落の危機にあるとして、次のように述べている。

戦争は道徳的義務の諸規則を一時停止するが、長期にわたつて一時停止されたものは、完全に廃棄されてしまう危険がある。内戦は、こともあろうに国民の習俗にもっとも深く根を下ろす。それは、彼らの政治的手段をだめにし、彼らの道義を腐敗させ、さらには公平と正義の自然な嗜好と興趣をすら歪める。われわれの同胞市民を敵対的な観点から考えるようわれわれに教え込むことによって、わが国民全体がわれわれにとって徐々に愛しくなくなってしまう。われわれが意見の一致をみる間は寛容の絆であつた親愛の情と同胞というまさにその名辞は、わが国民の交わりが解消されるや、憎悪と憤怒の新しい動機となる。¹⁰⁴⁾

さらにパークは、「内戦を求める現今の熱情の中には、真の雅量などほんの少しも見出さないように思われる状況が数多くある」として、「演説者は聴衆を前に志願を申し出、ドイツ兵を備つて満足している。彼らは私財を請け合つて、国家を抵当に入れている。彼らは、身体の危険も分担金の負担もなく、志願者のありったけの功勞を手に行っている。そして外国兵の冷酷な腕が彼らの同胞

の血潮を川のように流しているときに、彼らは、あたかも彼ら自身が卓越した手柄をたてたかのごとく欣喜雀躍して勝ち誇っている」とその例を挙げた上で、次のようにいう。

それは、傲慢な勝利と不名誉な敗北との間に何一つ中間なものを残しておかない。それは、われわれの至極当然な顧慮からますますわれわれの心をそらせ、ブリテン国民の中に永遠の不和と分裂を生じさせる傾向がある。¹⁰⁵⁾

それゆえ彼は、「[帝国という]この偉大な構造物の各部をもっぱら一つにまとめる互恵的な尊敬と顧慮の絆」¹⁰⁶⁾を決して喪失すべきではないと警鐘を打ち鳴らしているが、ではなぜ、かくも習俗は腐敗墮落し、雅量は消え失せたのか？彼は、「わたしは、本国が少しも解決に向けて取りかかりもせず、徹底的に荒廃させられ、悲惨なほどに浪費されていくのを十分に想像することができる。わたしのみるところでは、イングランド政府が武力によってのみイングランド人に支援されるよう誘惑される限り、事態はかように続くであろう」¹⁰⁷⁾と言明した後、次のように明快に論じている。

しかし、もし武力が武力のなし得る一切をなしえた場合、彼らの武力行使の成功と彼らの政策の失敗とはまったく同一のものであろう。諸君は、アメリカからいかなる歳入も決して手にすることはないだろう。国民の負担は軽減されることもなく、腐敗した手段のかなりな増加が、起こりうるまさにその最上のものである。われわれが戦争しているのは、そしてそうした戦争に従事しているのは、このようなもののためであるのか？¹⁰⁸⁾

こうしたパークの言は、その後の歴史が彼の予見した通りに推移したことから、彼が如何に時代を見通す目を有していたかを、さらにはアメリカ戦争の本質を的確に見抜く力を有していたかを示しているということができる。であればこそ彼は、「実に、われわれを以前の状態へと戻しうるものなど何一つない。そのような希望は放棄されなければならない」として、次のように述べている。

しかし、悪しき状態と最悪の状態との間には

相違がある。戦争の原因となった諸条項は、議会筋によって申し出られるべきである。諸条項に対する某かの保証を約束する取り決めが本国にてなされるべきである。こうすることにより、われわれの勢威を少しも傷つけることなく、われわれは穩健たるとの信望を加える。そしてそれは、本来、程度の差はあれ、常に勢威である。¹⁰⁹⁾

さらにまた彼は、「一切の交信はわれわれの間で切断されている。しかし、われわれは、彼らを矯正できないにしても、われわれが改心しうるということを、確信をもって知っている」と述べて、次のようにもいう。

もしも和平の措置が必要であるならば、それはどこかで始まらなければならない。そして宥和的な気分が先行し、あらゆる和解計画を準備するに違いない。われわれがこのようにわれわれ自身の心を調整することによって某か損失を被るなどと、わたしは決して思わない。¹¹⁰⁾

上記の言は、アメリカでの戦争が泥沼状態にある中、双方にとって何の益もないこの戦争を何とかして終結させたいとの彼の思い・考えを民衆に伝えようとするところにその目的を有していた。彼は、「なぜある国民が自発的に別の国民に某か優越を認めるのかといえば、それは、彼らに対する深遠なる愛情と仁愛という想定に基づく以外に、何にせよ、如何なる理由も与えられない」とした後、「残念ながら、諸君の統治者たちは、他の事物を頼りにして結合のこの偉大な原理を無視した。このできごとの起こりから、彼らは、諸君の心を諸君自身の同胞から遠ざけるためにありとあらゆる手を尽くしてきた」¹¹¹⁾といい、また、「ある共同社会（community）が別の共同社会に従属的に結合されているとき、その結合が内包する大きな危険性は、優越した共同社会の極端な自惚れと自己満足であり、優越した共同社会は、論議となる一切の事柄において十中八九自己に都合の良いように決定するだろう」¹¹²⁾とも述べている。

次いでパークは、アメリカ植民地が内戦へと至った原因を振り返りながら、「彼ら [反徒]

は本国政府に対する熱心な嘆願により本国に助力を求めたが、もったいぶった政府はそれを拒絶し、次に彼らは通商停止によりそれを求めたが、本国の富裕を基に諸君はそれを侮蔑することができた」とした後、「彼らが嘆願も威迫も如何なる類いの有効性も有しないと気づいたとき、さらに軍事力によって彼らに無条件の服従を余儀なくさせる強硬な決議が採択されたのを知ったとき、彼らは死力を尽くすに至った。われわれに絶望し、彼らは自ら自身を頼みにした」¹¹³⁾と述べて、アメリカ植民地がやむなく戦争へと突き進んだのは、ひとえに本国政府の無思慮な所為によるものであるとした。そして彼は、国内の政治を取り巻く情況に目を向けて、「この格別人気のある満場一致を幻想的に生み出すために、そしてわれわれの古来の幸福な協和関係に復帰する可能性の一切を妨げるために、われわれがこうした針路を継続する論拠が、これまでわれわれを過たらせ至らしめた悲惨な状態それ自体から引き出されている」として、次のように述べている。

つまり、植民地と戦争状態にあり、われわれの感情がかつて如何なるものであったにせよ、われわれの間のあらゆる結びつきは今や解消され、われわれに残されている方策は、彼らを鎮定するために政府の支配力を強めることだけである。この主張の原理に基づけば、われわれがその施政から危害を被れば被るほど、われわれは、施政へのわれわれの信頼はますます確固たるものにさせられることになる。¹¹⁴⁾

このように彼は、アメリカ戦争をめぐって本国の民衆が取り憑かれている支配的な風潮を明らかにした上で、「敵意をもった独立」¹¹⁵⁾が不可避となりつつある現状を直視する一方で、「紛争が議会でなされた事物にその明白な起源を有し、かつまたそこで可決された諸法令が戦争を引き起こしたことから、和平の基礎もまた議会に置かれてしかるべきであると、わたしはこれまでずっと欲してきた」¹¹⁶⁾と述べて、議会による主導性の恢復を訴え、さらに統轄国としての矜持をもって本国側が戦争の早期解決に向けた宥和策を提示すべきこ

との必要性を主唱したのである。

そうしてパークは、「……もしこれまで議会の至高性およびこの帝国の国王の諸権利に関して誰よりも熱心であった者がいるとしたら、それは、誰だろう、わたしであった」¹¹⁷⁾と述べて、議会の至上権への彼の信念を重ねて主張する一方、いかなる立法上の諸権利も被治者の一般的意見を無視しては安全に行使されえないとして、次のようにいう。

かの一般的意見こそは、立法上の無限の力の媒体であり、機関である。これなくして、立法権の範囲といった問題は、精神を慰めるための理論であるかもしれないが、事物の方向づけにあっては何の意味も有しない。この主国に関する議会の立法権の完全性については何の疑問の余地もないが、……民衆の意見や感情と相容れない立法権は、あたかも議会がそうした場合はいやしくも如何なる権利も有さないかのように、まったく行使されえない。¹¹⁸⁾

さらに彼は、それに付け加えて「実際には国民一般の性向を無理強いするのではなく、それに従うこと、そして共同社会の一般的意見に対し方向、形式、法律上の外観および一定の支持を賦与することが、立法府の真の目的である」¹¹⁹⁾として立法府のあるべき役目について述べた後で、権力を行使するに際して「慎慮と情況への順応」こそが何よりも重要であるとして、次のようにいう。

(この下級世界の神として任ぜられる) 慎慮は、実にその手中に付託されたあらゆる権力行使に対して完全なる支配権を有する。しかしながら、わたしは、慎慮と情況への順応がわれわれの昨今の論議において完全に無用とされ、あたかもそれらが、あろうことか、もっとも卑しむべき不合理なもののごとく扱われるのを生きて目にするに至った。¹²⁰⁾

まさに彼にとって、「慎慮と情況への順応」は、統轄国たる本国をして従位国たる植民地を嚮導し統制することを可能ならしめる唯一確実な指針であり、それについてまったく顧みることをしなかったがために、アメリカは分離独立を頑なに志

向するに及んだのである。それゆえ彼は、「神慮によりわれわれの手に委ねられ給うた広大な領土にあって、帝国の統一性や立法権の同一性あるいは相違性に関する思弁でもってわれわれの了解を波立たせたり、論議の激烈さと誇示でもってわれわれの熱情を過度に激化させたりするのではなく、できる限り謹直にわれわれの統治を、この強大で驚くほど変化に富んだ集団を構成している様々な人々の性格と情況に順応させることが、われわれの義務である」¹²¹⁾と宣し、「統治は人類の幸福のために作られた実際のな事物であって、壯観な斉一性を供給するためでも、思弁的な政治屋の計略を満足させるものでもない、わたしは確信した」¹²²⁾というのである。

このようにパークは、植民地統治の要諦として「慎慮と情況への順応」を挙げ、統治を「様々な人々の性格と情況に順応させる」ことを謳った後で、植民地の統治を歪め、和解を拒み、紛争を解決不能にしたものとして形而上学的思弁や抽象的議論を批判の俎上に載せながら、市民的自由について論じている。彼は、「市民的自由は、多くの者が諸君に説きつけようと努力するような、深遠な科学の奥深くに隠された状態にあるものではない。それは祝福であり利益であって、抽象的な思弁ではない」として、次のように述べる。

如何なる中間も認めず、それらの全範囲において真か偽かでなければならぬ幾何学や形而上学におけるそれらの命題とはほど遠く、社会的・市民的自由は、ありふれた生活における他のすべての物事と同様に、様々に修正・混合され、非常に様々な程度において享受され、あらゆる共同社会の気質と情況に従って果てしなく多様な形に仕上げられる。¹²³⁾

続けて彼は、「自由の極致（それは自由の抽象的な完成態であるが、その実際上の欠点）は、どこにいても手に入らず、またどこであろうと手に入れるべきではない。というのは、極端は、誰もが知っているように、われわれの義務、あるいは人生における満足のいずれにも関係のあるすべての点において美德と喜びの両方に危害を加えるか

らである」として、次のように述べている。

自由もまた、所持されるためには制限されなければならない。その抑制の程度についてはともかくも正確に決定することは不可能である。しかし、この抑制がどれだけ多ければではなく、どれだけ少なければ共同社会が存続しうるのかを、用心深い試みと理性的で冷静な努力によって探り出すことが、すべての聡明な公的評議の不断の目的であるはずである。何となれば、自由は増進されるべき善であって、減退されるべき悪ではないからである。それは、第一次的に私的な天恵であるだけでなく、国家それ自体の活力に満ちたバネあり、かつまたエンジンでもあって、国家は、自由を内包するにつれて、まさしく多大な生氣と活力を有することになる。¹²⁴⁾

この自由に関する彼の言は、彼の自由観を考える上で非常に重要であるが、彼は、これを政府にも敷衍して、「……政府は、……少なくとも権力の行使において、時代の緊要性と、それが関係している民衆の気質および性格に順応すべきであり、民衆を彼らの従属論に屈服するよう猛々しく試みるべきではない。彼らの側にいる人類の大部分は、彼らが実際に幸福である間は、某かの理論に関して過度に好奇心をそそられない。そして、悪政を敷いている国家の一つの確かな兆候は、民衆が理論に助けを求めようとする傾向である」¹²⁵⁾と述べている。

そうしてパークは、「わたしは、今に至るまで、広大で四方に散らばった無限に多様な帝国の維持に非常に有用である強固な統轄的権力を、諸植民地が（少なくとも意見と実践において）享受しなければならない自由および安全と折り合いをつけることの難しさについて深く認識してきた。さもなければ、それらは、まったく植民地ではないであろう」¹²⁶⁾と述べている。まさにこれは、印紙法危機に際会して彼がもっとも頭を悩ませた問題であった。彼は、1766年2月3日ロッキンガム内閣により提出された宣言法案を支持する演説の中で、「それ[ブリテン帝国]は、自由の諸原理に基づき統治されなければならない。自由の計画に

基づき広大な帝国を統治することほど、人知にとって困難なことではない¹²⁷⁾といい、また「服従がなければ、それは一つの帝国ではないであろう。自由がなければ、それはブリテン帝国ではないであろう¹²⁸⁾とも述べていた。こうしたジレンマこそがアメリカ問題の本質であるとともに、爾後展開される彼のアメリカ論の基点でもあったといえることができる。

宣言法は本国議会の立法権の至高性を厳粛に宣明することを目的としたもので、その可決・成立は、議会をして印紙法撤廃へと向かわしめる前提条件と解されていた。そのためパークは、上記演説の中で「至高なる立法権の無制限なる性質に由来する権利についての、この純理論的考えは非常に明白でまったく否定できない¹²⁹⁾として、その至高性に賛意を示す一方で、植民地に対する課税権については「許容的権利であって、絶対的な権利、すなわち強制するにたる権利ではない¹³⁰⁾として、その絶対的行使に非を入れるとともに、「内国税に関する事項については彼ら自身に任せるのが正しかろう¹³¹⁾と述べている。このときのロッキンガム内閣の最大目標は印紙法を撤廃し、とにもかくにも植民地内において平穏を取り戻すことにあった。これに触れてパークは、「この王国の立法的權威の宣言を付帯した不快な課税の自発的撤廃は、そのときは双方に平和をもたらすに十分足るものであった」として、次のように述べている。

非現実的な思弁にではなく、人間本性と両国の状況および習慣に基づき打ち立てられた計画は、それが固守するに適切と思われる限り、その目的に完全に合致した。本国議会の威厳（良く理解されようと、また悪く理解されようと）に激しい衝撃を与えることなく、それは、われわれの属国に完全な満足を与えた。¹³²⁾

さらにパークは、「再度の和解演説」において課税権の放棄を提案したことについて、事態が以前と異なってきている以上、それに対する処方異なるのは理の当然であって、「紛争が最終局面にまで至るや（それを防ぐためにわたし以上に

骨を折った者など誰もいない）、当初満足させた譲歩ではもはや満足させることなどできなくなった」とした後、次のようにいう。

わたしは、あたかも生命を救うために自分の手足を切断するかのようになり、それ〔課税権〕を手放した。そして、もしより多くのものが必要であったならば、わたしはより多くのものを手放したであろう。それは、無益でどうにもしようのない人倫に外れた内戦よりもましである。¹³³⁾

このように彼は、彼自身とロッキンガム派の行動を釈明するために、過去を振り返りつつ、印紙法危機以降それぞれの時期において事態・状況の変化に即応した譲歩案・和解案を一貫して提示してきたことを強調し、理解を求めようとした。そして彼は、本書簡の結論として、「こうした軟弱な仕方は、戦争を伴わない独立に屈する」ものであるとの批判に答えて、「戦争を伴った独立よりもむしろ戦争を伴わない独立の方が良い」とした後、次のようにいう。

わたしは、人類の性向と先入見に大いに信を置き、それ以外のものはほとんど信を置かないがゆえに、恐怖、嫌悪および憎悪を付随した国王および議会に対するアメリカの完全な屈服からよりも、たとえ分離した体制の下にあったとしても、アメリカの愛情から、この王国にはるかに多くの利得がもたらされることを期待するであろう。相互的な憎悪といったようなそれほど自然の理に反する結合の絆によって結びつけられた組織体は、ただ両者の破滅に結びつけられるだけである。¹³⁴⁾

加えて彼は、「軽々しく信じやすい世間のたわいもない希望をこれまで挫いてきたあらゆる幻覚の中で、本国議会で制定された植民地における歳入はもっとも完全な妄想である……」として、次のように断言している。

諸君が彼らを力づくで屈服させようとしても、それは、（戦争の口実である）諸君の負担を軽減するどころか、彼らの自由と諸君の自由の破壊に向けて保持される当の軍事費すら決して支払えないであろう。わたしはこの

予言に何らの躊躇も感じない。¹³⁵⁾

以上、ここまでブリテン側とアメリカ植民地側双方の動向を踏まえつつ、「国王への建白書」、「植民地住民への訴え」、および『ブリストルの執行官への書簡』を中心に1776年1月から翌1777年5月までのパークの思想と行動を精査・検証してきた。国王、植民地住民、イングランドの民衆とその対象相手を異にする上記三つの著述は、概ね1776年12月から翌1777年4月までの比較的近接した時期に書かれたが、アメリカ植民地との「和解」といった著述目的からみた場合、前二者と後者とはいささか趣旨を異にする。というのも、先にも述べたように、前二者が着手された1776年12月段階にあっては植民地での戦争が本国軍に圧倒的に有利に推移しており、その優位性は覆らないと思われたことから、何よりもその目的は「和解」の一事にあったのに対し、後者が著されていた1777年2・3月期には、しびれを切らしてニューヨークに戻ったハウ將軍を尻目に、デラウェア河 (the Delaware) を渡って反転・攻勢に出ることを決意したワシントン軍は、1776年12月26日トレントン (Trenton) を守備していたドイツ傭兵を奇襲・撃破し、その余勢を駆って翌1777年1月3日プリンストン (Princeton) の戦いで劇的な勝利を収めたことから、戦争が早期に終結し「和解」へと向かうという彼の期待は一気に露と消えた。そのため、『ブリストルの執行官への書簡』は、むしろ泥沼の内戦がどのような決着をみるのかますます不透明な状態になる中で、印紙法危機以降の紛争および内戦がブリテンにもたらした悪弊・危難を総括するところにその目的を有していたといえることができる。¹³⁶⁾

とはいえ、この三つの著述を丹念に読めば、パークの新しい側面を見出すこともまた可能である。実際、R. パークとP.J. スタンリス (Peter J. Stanlis) の両名は、パークの三つの演説、すなわち『アメリカ課税演説』、『アメリカ和解演説』、および「再度の和解演説」において、「彼は、宣言法で擁護されてきた議会の絶対的な主権を容認するよりも、むしろ分割された主権という洗練された概念

を模索している徴証があると論じている」¹³⁷⁾ と、ディキンソンは述べている。中でもとりわけ問題となるのはスタンリスの議論である。彼は、1775年11月16日の「再度の和解演説」、1777年1月の「国王への建白書」および「植民地住民への訴え」を挙げて、「これらの幾分不明瞭な数篇を注意深く読めば、ブリテン帝国および帝国内の主権の性質についてのパークの考えにおける幾つかの重大な変更—独立した諸国家からなるブリテン連邦という近代の概念を予表する変更が示されることになる」¹³⁸⁾ と論じている。彼は、「再度の和解演説」の中の「主権は、その性質上統一体という抽象的な概念ではなく、被治者の気質および事物の情況に従い、大いなる複雑化と無限なる修正が可能である。そしてそれらは、無限に変化に富んだものになり、統治はそれらに適合されるべきであり、事物の自然に順応すべきであって、それらを力でねじ伏せようとすべきではない」¹³⁹⁾ というパークの一節を引用した上で、「本質的には、これが、主権に適用された政治的徳目の第一である、パークの道徳的慎慮の原理である」¹⁴⁰⁾ といい、「道徳的慎慮と帝国内の主権の変更を通じた和解は、ブリテンが植民地諸議会に対して完全な自治を是認し、その〔ブリテンの〕主権を外政に限定することを意味した」¹⁴¹⁾ と述べた後、次のように論じている。「パークの提議は、この限定された権能を保持する連合したブリテン帝国内にあってアメリカ人の国家的自立を是認することを目指した格別大きな一歩であった」¹⁴²⁾ と。

しかしながら、こうしたスタンリスの議論は刺激的ではあるが、「再度の和解演説」の一節のみを論拠の中心に据えるなど些か乱暴過ぎるように思われる。なるほど、パークは、「植民地住民の訴え」の末尾近くで、議会による国制の修正・改善を敷衍して、植民地における領土と人口の増大が「国制の限度を大きく超えるならば、……道理に適った幸福の尺度を広げ、この王国の政治的雅量をその繁栄と同じほどに大きくする」よう主張し、また『ブリストルの執行官への書簡』の中で、課税権の放棄を提案して難詰されたことに対して「……もしより多くのものが必要であった

ならば、わたしはより多くのものを手放しただろう」と応じてはいるが、その内容が一体何を指すのか必ずしも判然としないのもまた事実である。むしろそれよりも重要であると思われるのは、彼が「植民地住民への訴え」の中で述べている「われわれは、たとえ如何なる歳入も……この王国に対し諸君からまったく得られなくなることがあったとしても、それでも兄弟のような寛容と自由の絆で、われわれの間の開かれたよどみのない通商でもって、諸君と結合されることがわれわれの幸福である限り、……われわれは、少なくとも、どのような国家と比べても同じくらい、あるいは……われわれに敵対して形成されたどのような諸国家連合と比べても同じくらい、勢力がありそうである」との一節、および『ブリストルの執行官への書簡』の中で述べている「……恐怖、嫌悪および憎悪を付随した国王および議会に対するアメリカの完全な屈服からよりも、たとえ分離した体制の下にあったとしても、アメリカの愛情から、この王国にはるかに多くの利得がもたらされることを期待するであろう」との一節である。とりわけ後者は、アメリカの独立を仮定しつつ、独立後もなお「通商」を基に緊密な関係を維持・発展させようとの思いをより明確に吐露するものであった。これは、印紙法危機以降彼が絶えず抱懐していた考えであり、そこには帝国の中にアメリカ植民地を抱えておくよりも、むしろ帝国から分離・独立してアメリカが自由になることにより、「主権」という煩わしい問題から解放されると同時に、自由となったアメリカが「通商」を通じてこれまで以上にブリテン帝国の発展に資する存在になるとの想念が伏在していたということが出来る。¹⁴³⁾

註

- 1) 本書簡の名称は、『アメリカ問題に関してブリストル市執行官ジョン・ファー、ジョン・ハリス両氏への書簡』(A Letter to John Farr and John Harris, Esqrs., Sheriffs of the City of Bristol, on the Affairs of America, 1777) という。
- 2) To Charles O'Hara (1776.1.7), in *The Correspondence of Edmund Burke* (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-1978), ed. by Thomas W. Copeland et. al., 10 vols., vol. III (1961), p.245.
- 3) *Ibid.*, p.246.
- 4) "Speech on German Treaties, 29 February 1776," in *The Writings & Speeches of Edmund Burke* (Oxford: Clarendon Press, 1981-), ed. by Paul Langford et. al., 10 vols., vol. III (1996), p.221.
- 5) To Marquess of Rockingham ([3] May 1776), *Corr.*, III, p.264. また、同日ロッキングム夫人に宛てた書簡の中でパークは、「ハウ將軍麾下の部隊は、140隻の船でボストンを撤退しました。政府の伝達によれば、彼らは妨害もなく撤退したということです。駐留兵を運び出すための輸送船への乗り込みは、植民地住民にはその地に到着した援軍とみなされました。まったくの前哨部隊地で強壯で非常に敏捷な護衛兵を装ったこれは、国王軍の退却を妨げるあらゆる試みから彼らを守りました」と述べている。To Marchioness of Rockingham ([3] May 1776), *Ibid.*, p.262.
- 6) "Speech on Loss of Boston, 6 May 1776," *W&S*, III, pp.230-1. パークは、この中で「ハウ將軍がアメリカ全土を鎮定するために派遣された、かの軍隊とともにボストンを放棄する決意をしたことを、われわれは十分に知っているのか？彼がボストンを放棄するに至った状況について誰も詳しくは知らない」とした後、「閣下は、諸君にわれわれはワシントン將軍との約定に基づき撤退したのではない、わが軍の退却は条件付き降伏ではなく、上首尾の脱出であったといっている」(*Ibid.*, p.230) と述べている。
- 7) *Ibid.*, p.232.
- 8) "Speech on Conway's Motion, 22 May 1776," *W&S*, III, p.235.
- 9) パークは、5月3日にElizabeth Montagu夫人に宛てた書簡の中で、「今もう少しで単調で退屈な会期を終わります。……アメリカからの知らせはあまり愉快ではありません。いや実のとこ

- ろ、好意的傾向のある者にとって愉快でありうるのは、和平の知らせ以外他に知りません」と述べている。To Mrs Elizabeth Montagu ([3] May 1776), *Corr.*, III, p.266.
- 10) “Speech on Conway’s Motion, 22 May 1776,” *W&S*, III, p.236.
- 11) *Ibid.*
- 12) *Ibid.*, p.238.
- 13) To Richard Champion (30 May 1776), *Corr.*, III, pp.268-9.
- 14) *Ibid.*, p.269.
- 15) Richard Middleton, *Colonial America: A History 1585-1776* (Oxford, Massachusetts: Blackwell Publisher, 1992, <Second Edition> 1996), p.486; Francis D. Cogliano, *Revolutionary America 1763-1815, A Political History* (London, New York: Routledge, 2000), p.64を参照。
- 16) David L. Ammerman, “The Crisis of Independence,” in *The Blackwell Encyclopedia of the American Revolution* (Massachusetts, Oxford: Basil Blackwell, 1994, 1991), ed. by Jack P. Greene & J. R. Pole, p.219.
- 17) “The Virginia resolutions for independence (7 June 1776),” in *English Historical Documents, Vol. IX, American Colonial Documents to 1776* (London, Eyre & Spottiswoode, 1969), ed. by Merrill Jensen, p.867.
- 18) Francis D. Cogliano, *op. cit.*, p.68.
- 19) *Ibid.*
- 20) *Ibid.*, p.71.
- 21) “The Declaration of Independence,” in *op. cit.*, ed. by Merrill Jensen, pp.878-9を参照。
- 22) To Richard Shackleton (11 August 1776), *Corr.*, III, p.286.
- 23) *Ibid.*, p.287.
- 24) 中野好之、『評伝 バーク アメリカ独立戦争の時代』(みすず書房, 1977年), 338-9頁を参照。この中で中野は、「少なくとも当初は政治問題であったアメリカ植民地との紛争が急速に単純な軍事問題に転化したこの時期になっても、ノースやハウ兄弟のようになお政治的解決に未練を残していた人々の非現実的で独善的な思惑が、軍事的勝利を所期する本国側の多数の人々の足を引っばったことは確かである」(同書, 338頁)と述べている。
- 25) To Richard Champion (11 October 1776), *Corr.*, III, p.293.
- 26) *Ibid.*
- 27) C. J. フォックスは、8月17日にバークに宛てた書簡の中で「独立宣言は、必ずや黙して見過ごすべきできごとではないように思われます」と述べた後、ロッキンガムを中心に早急に会合を開き対策を考える必要性を説いた。Charles James Fox to Edmund Burke (17 August 1776), *Corr.*, III, p.291. フォックスの提案を受けて8月26日ロッキンガム派の主だったメンバーがヨークシャーのウェントワース (Wentworth) に集まり、その中で初めて議会欠席について話し合われたが、これに触れてR. バークは、それ以降ロッキンガム派は「反対するのが彼らの責務であるとの信念と国制を掘り崩す政策の共犯への恐れの間を右往左往した。ブリテンの勝利が国内の勢力均衡を粉碎し、ジョージ三世に主導権と影響力を賦与するのは明らかであるように思われた」と述べている。Richard Bourke, *Empire and Revolution: The Political Life of Edmund Burke* (Princeton University Press, 2015), pp.500-1.
- 28) Rockingham to Burke (13 October [1776]), *Corr.*, III, 295. この中でロッキンガムは、ロッキンガム派の行動と信念について、「われわれの目的は、植民地と母国との間の友好的結合を常に維持しようと試みることでした。われわれは、ここから政府の無情な施策の一切に反対してきましたし、事実上それが植民地をわれわれから離反させ、そして植民地を絶望へと駆り立てたに違いないと、われわれは信じました」(*Ibid.*)と述べている。
- 29) フォックスは、10月13日にバークに宛てた書簡の中で「わたしは、ロッキンガム侯に書簡を書き送り、このできごと [ロングアイランドでのハウの勝利] の結果を受けて何らかの作戦計画を採用するのに一時たりとて時間を無駄にし

- ないよう彼に強く望みました」と述べた後、「議会からの離脱は今や完全に不得策である」として、「何か非常に堅固で活力のある手段」を採るべきであるとパークに訴えている。Charles James Fox to Edmund Burke (13 October [1776]), *Corr.*, III, p.294.
- 30) Rockingham to Burke (22 October 1776), *Corr.*, III, p.297.
- 31) *W&S*, III, p.246, Prefatory Note.
- 32) パークは、11月2日にチャンピオンに宛てた書簡の中で「それは、実際には修正案というよりも、われわれが反対票を投じた政府側の勅語奉答文に取って代わるための代替物でした」と述べている。To Richard Champion (2 November 1776), *Corr.*, III, p.299. また彼は、その中でフォックスの演説を「見事の出来映え」と褒め称えた後、「驚いたことには、内閣の誰もそれに応答しようとはしませんでした」(*Ibid.*)と述べている。
- 33) “Amendment to Address, 31 October 1776,” *W&S*, III, p.248.
- 34) To Richard Champion (2 November 1776), *Corr.*, III, p.299, fn. 1.
- 35) “Speech on Cavendish’s Motion on America, 6 November 1767,” *W&S*, III, pp.251-2, Prefatory Note. なお、カヴェンディッシュの動議に関わる議会討論については、William Cobbett (ed.) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803*, (AMS Press, 1966), vol. XVIII, pp.1434-6を参照。
- 36) “Speech on Cavendish’s Motion on America, 6 November 1767,” *op. cit.*, pp.252-3.
- 37) *Ibid.*, p.253.
- 38) “Address to the King, [January 1777],” *W&S*, III, p.258, Prefatory Note. また頭書で編者は、「その建白書は、内閣のアメリカ政策全体に対するロッキンガム派の反対の簡潔にして明瞭な労作として啓発的である。それはまた、パークが代表なくして課税なしという考えを議会の優越性の原理と融和するためにこれまでに成したのもっとも成功した試みの一つである」と評している。
- Ibid.*, Prefatory Note. さらにロックは、「党は議会からの離脱を擁護する証拠書類 (a piece justificative) を公表すべきであると考えた」パークは、「この目的のために『国王への建白書』を起草した」と述べている。F. P. Lock, *Edmund Burke, Volume I, 1730-1784* (Oxford: Clarendon Press, 1998, 2008), p.403.
- 39) To Rockingham (6 January 1777), *Corr.*, III, p.309.
- 40) *Ibid.*, p.311. なお、原文では「脱退・分離」を意味する ‘secession’, または「離脱」を意味する ‘withdrawal’ といった言葉が用いられているが、本稿では主として「議会欠席」という言葉を用いている。
- 41) *Ibid.*, pp.311-2. コーンは、議会欠席について「パークは、状況に鑑み、そして他の何もかもが失敗したときに訴えられるべき最後の一か八かの手段として、常に考えていた」と述べている。Carl B. Cone, *Burke and Nature of Politics: The Age of American Revolution* (University of Kentucky Press, 1957), p.292.
- 42) *Ibid.*, pp.313-4.
- 43) *Ibid.*, p.311.
- 44) “Address to the King, [January 1777],” *W&S*, III, p.258, Prefatory Note.
- 45) To Rockingham (6 January 1777), *Corr.*, III, p.310. 彼は、1776年12月22日チャンピオンに宛てた書簡の中で、「彼ら [植民地住民] が同盟諸国からの力強く効果的な支持なしに、イングランドとヘッセン、ハノーファー、ブラウンシュワイク連合に敵対して自らを保全することは不可能です」と述べている。To Richard Champion, [22 December 1776], *Corr.*, III, p.305. またその中で「ロードアイランドがいずれ占領されることは間違いないでしょう。それはどうしたって防衛することはできません」(*Ibid.*)とも述べている。
- 46) *Ibid.* またロッキンガムは、パークに宛てた書簡の中で「理性と政策のあらゆる原理に基づいて、この運動が幸運かつ都合良く政府軍に終止符を打つといった仮定にすら基づいて、アメ

- リカとの和解を真剣に試みる時です」と述べている。Rockingham to Edmund Burke, 6,7 January 1777, *Corr.*, III, p.315. これについてコーンは、「休会期間中にバークと彼の仲間たちは、暫時、戦争を終結しようとの空想的な計画を心に抱いた」と評している。Carl B. Cone, *op. cit.*, p.291.
- 47) “Address to the King, [January 1777],” *W&S*, III, p.259.
- 48) *Ibid.*, p.260.
- 49) *Ibid.*, p.261.
- 50) *Ibid.*, pp.261-2.
- 51) *Ibid.*, p.262.
- 52) *Ibid.*
- 53) *Ibid.*, p.263. コニフは、バークは「アメリカ人が正しいかどうかではなく、彼らの意見は斟酌されなければならないと主張し、それから初めて、彼は実際のところアメリカ人の解釈は正しいと確言するまでに至った」と述べている。コニフは、それに先立ち『植民地住民への訴え』は「問題ない。……しかしながら、『国王への建白書』ははるかにより興味深い」と述べているが、「『植民地住民への訴え』は問題ない」とした点についてはいささか解しかねる。James Conniff, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress* (State University of New York Press, 1994), p.208.
- 54) *Ibid.* 先入見についてバークは、『ブリストルの執行官への書簡』の中で次のように述べている。「わたしは、わたしにとって大事で、徳目にも似たものをもつ先入見をわたしの心から直ちにもぎ取ることなどできなかつた。わたしは、当時に変わらず今もなお、この偏頗な感情を持ち合わせている」と述べている。Letter to the Sheriffs of Bristol, 3 April 1777, *W&S*, III, p.322. 邦訳、278頁。これは、彼が『フランス革命の省察』で述べたのとほぼ同じ意味で用いられており、アメリカ問題に関しても同様に保守的な性向を有していたことを示している。
- 55) “Second Speech on Conciliation (16 November 1775),” *W&S*, III, p.185.
- 56) “Address to the King, [January 1777],” *W&S*, III, p.263.
- 57) *Ibid.*
- 58) *Ibid.*, p.264.
- 59) *Ibid.*, p.265.
- 60) *Ibid.*, p.267. 「アメリカ禁止法」についてバークは、1776年5月3日にロッキンガムに宛てた書簡の中で、「アイルランドを經由した幾つかの手紙から」として、アメリカ禁止法がアメリカに伝わるや、「ほとんど直ぐさま激しい砲撃が始まったと信ずべき理由があります。それ以前には彼らは強硬手段に訴えるということはありませんでした。そのとき以来、もっとも穏健な人たちが著しく常軌を逸した行動を取るようになりました」と述べて、アメリカ禁止法がアメリカ人の敵愾心をさらに燃え上がらせたばかりか、穏健な人たちの心をも遠く離れさせてしまったことを指摘している。To Marquess of Rockingham ([3] May 1776), *Corr.*, III, p.265. なお彼は、この中でアメリカ禁止法はアメリカをして帝国からの分離を必然ならしめるとして、それを「分離法」the Separation Actと呼んでいる。これについてR. バークは、「ノースのアメリカ禁止法のニュースが1776年2月にアメリカ植民地に届き、離反のムードを一層深くした」と述べている。Richard Bourke, *op. cit.*, p.498.
- 61) *Ibid.*
- 62) *Ibid.* またバークは、1776年5月6日下院で行った演説の中で、「アイルランドで初めて軍勢を乗船させてからこの瞬間まで、採用され、執行されてきた一つ一つの措置は、ことごとくこの国を疲弊させ、アメリカを解き放つように仕向けてきた」とも論じる。“Speech on Loss of Boston, 6 May 1776,” *W&S*, III, pp.229-30.
- 63) *Ibid.*, p.271.
- 64) *Ibid.*, pp.271-2. この点については、Richard Bourke, *op. cit.*, p.502を参照。
- 65) *Ibid.*, p.272.
- 66) *Ibid.*, p.273.
- 67) *Ibid.*, pp.273-4.
- 68) *Ibid.*, p.274.
- 69) *Ibid.*, p.275.

- 70) *Ibid.*, p.276.
- 71) "Address to the Colonists, [January 1777]," *W&S*, III, p.277.
- 72) *Ibid.*, p.278.
- 73) *Ibid.*, p.279.
- 74) *Ibid.*
- 75) 岸本広司, 『パーク政治思想の展開』(御茶の水書房, 2000年), 236頁。また, この点については, Frank O'Gorman, *Edmund Burke: His Political Philosophy* (London: George Allen & Unwin, 1973), p.73を参照。
- 76) "Address to the Colonists, [January 1777]," *W&S*, III, p.280.
- 77) 拙論, 「パークとアメリカ植民地問題: 1766-1770 [I] - 印紙法危機を中心に -」, 『立志館大学経営学会誌』第1号 (2002), 96頁を参照。
- 78) *Speech on American Taxation*, 19 April 1774, *W&S*, II (1981), p.430. 中野好之編訳, 『パーク政治経済論集 - 保守主義の精神 -』(法政大学出版社, 2000年), 114頁。
- 79) Richard Bourke, *op. cit.*, p.477.
- 80) "Address to the Colonists, [January 1777]," *W&S*, III, p.280.
- 81) *Observations on a Late State of the Nation*, 1769, *W&S*, II, p.188.
- 82) *Speech on American Taxation*, 19 April 1774, *W&S*, II, pp.459-60. 邦訳, 147頁
- 83) "Address to the Colonists, [January 1777]," *W&S*, III, p.280.
- 84) *Ibid.*, p.282.
- 85) *Ibid.*
- 86) *Ibid.*, p.283.
- 87) *Ibid.*
- 88) *Ibid.*, p.284.
- 89) *Ibid.*
- 90) *Ibid.*, pp.284-5.
- 91) *W&S*, p.277, Prefatory Note. 但し, 「修正」が実際のところ何を指すのか, 編者は何も述べていない。
- 92) "Address to the Colonists, [January 1777]," *W&S*, III, p.285.
- 93) この点について編者は, 頭書で「最終的に, その党が何とかしてそれを提出しようとして決まらなかったがゆえに, おそらくそれは, 彼(パーク)の気迫を高めることはほとんどなかった」と述べている。*W&S*, III, p.258, Prefatory Note.
- 94) コーンはまた, 「議会を欠席したために, ロッキンガム派は, 反対党としての彼らの責任を放棄したかどで責められていた。……しかし, 議会欠席は, 内閣に対抗するために一般に認められた方法であった。ロッキンガム派は, 議会からの離脱が政府に対して, 彼らが正しいと認められた方法により何年にもわたって反対し, 今では横紙破りの仕方では反対している政策に対する堂々とした異議申し立てとして解されることを願った」が, ロッキンガム派の議会欠席は非難を呼び起こし, 「国民を無関心から目覚めさせるどころか, むしろ彼らを当惑させた」と論じている。Carl B. Cone, *op. cit.*, pp.292-3.
- 95) To Richard Champion (4 April 1777), *Corr.*, III, p.334.
- 96) この「敵国船拿捕免許状法」により, 国家が個人に対して敵国船舶の拿捕・押収を許可する免許状を発行することが可能となった。
- 97) *Letter to the Sheriffs of Bristol*, 3 April 1777, *W&S*, III, p.291. 邦訳, 241頁。
- 98) *Ibid.*, p.292. 邦訳, 242頁。またパークは, 「真に危険を生じるのは, 自由が便宜の名の下に少しずつ小刻みに削り取られる場合である」として, 人身保護法の部分的停止を, 公正を欠いた便宜の濫用とみなして, 「それゆえこの法令がはらむ顕著な弊害は, ここに初めて人身法護法の部分的停止が規定されたということである。常に極めて重大な意味を担う先例が樹立される」といい, さらに「他の法律は共同社会に害を与えるかもしれないが, これはそれを解体する向きがある。それは, 共同社会の要諦である平等 (*equality*) を破壊する」(*Ibid.*, p.297. 邦訳, 248-9頁。)と述べて, 「アメリカ反逆法」を激しく指弾している。
- 99) *Ibid.*, p.293. 邦訳, 243頁。
- 100) *Ibid.*, p.295. 邦訳, 246頁。

- 101) *Ibid.*, p.296. 邦訳, 247頁。
- 102) *Ibid.*, pp.289-90. 邦訳, 240頁。9つの法令とは、ここで挙げられている2つの法令の他に、1774年の4つの強圧諸法、ニューイングランド規制法と他の植民地にも敷衍された同様な規定、並びにアメリカ禁止法である。*Ibid.*, p.290, fn.1. ここでパークは、「内戦を憎むことにおいてわれわれは衷心から一致している。従来もわれわれは、事態をここまで追い込んだ各種の措置、そしてこの紛争を長引かせるに至った各種の措置にこの上ない明確な反対を表明してきた」(*Ibid.*, p.290. 邦訳, 240頁。)と言明している。
- 103) *Ibid.*, p.299. 邦訳, 250-1頁。
- 104) *Ibid.*, p.300. 邦訳, 251頁。
- 105) *Ibid.*, p.303. 邦訳, 255頁。
- 106) *Ibid.* 邦訳, 同頁。
- 107) *Ibid.* 邦訳, 256頁。
- 108) *Ibid.*, p.304. 邦訳, 同頁。
- 109) *Ibid.*, pp.304-5. 邦訳, 257頁。
- 110) *Ibid.*, p.305. 邦訳, 258頁。
- 111) *Ibid.*, p.306. 邦訳, 259頁。
- 112) *Ibid.*, p.309. 邦訳, 262頁。
- 113) *Ibid.*, p.310. 邦訳, 264-5頁。
- 114) *Ibid.*, p.311. 邦訳, 265頁。
- 115) *Ibid.*, p.312. 邦訳, 267頁。
- 116) *Ibid.*, p.313. 邦訳, 同頁。
- 117) *Ibid.* 邦訳, 268頁。
- 118) *Ibid.*, p.315. 邦訳, 269頁。この点に関してパークは、議会の法案に対する国王の拒否権に触れて、「国王大権の中でもっとも争う余地のないものの1つであり、それは、何にせよ、あらゆる事例に及ぶ。……しかし、問題であるのはその行使の適切性ではない。行使それ自体は賢明にも自制される。その休止 (repose) はその存存の維持であり、その存在は一朝時あるときに国制を救う手段となり得る」(*Ibid.*, pp.315-6. 邦訳, 270頁。)と述べているが、すでに彼は、1762年2月3日の演説の中で、それを「休眠した権利」(the sleeping rights)と呼び、「伝家の宝刀」として通常一般には使用されるべき代物ではない事例として挙げている。
- “Speech on the Declaratory Resolution (3 February 1766),” *W&S*, II, p.47.
- 119) *Ibid.* 邦訳, 270頁。
- 120) *Ibid.*, p.316. 邦訳, 271頁。
- 121) *Ibid.* 邦訳, 同頁。
- 122) *Ibid.*, p.317. 邦訳, 同頁。
- 123) *Ibid.*, p.318. 邦訳, 273頁。
- 124) *Ibid.* 邦訳, 同頁。
- 125) *Ibid.*, pp.318-9. 邦訳, 同頁。
- 126) *Ibid.*, p.319. 邦訳, 274頁。
- 127) “Speech on the Declaratory Resolution (3 February 1766),” *W&S*, II, p.47.
- 128) *Ibid.*, p.50.
- 129) *Ibid.*, p.47.
- 130) *Ibid.*, p.46.
- 131) *Ibid.*, p.47.
- 132) *Letter to the Sheriffs of Bristol*, 3 April 1777, *W&S*, III, p.322. 邦訳, 277頁。
- 133) *Ibid.*, p.323. 邦訳, 278頁。
- 134) *Ibid.* 邦訳, 279頁。コニフは、「宣言法の形式的な放棄」を謳った『ブリストルの執行官への書簡』は、アメリカ独立についてのパークの容認に向けたさらなる一步を示している」と論じている。James Conniff, *op. cit.*, p.209.
- 135) *Ibid.*, pp.323-4. 邦訳, 同頁。
- 136) 『ブリストルの執行官への書簡』について中野は、「その内容と精神において従来の二つの『アメリカ演説』と全く同様であるが、事態の深刻化に応じてそこに籠る言葉の響きは一段と悲壮であるにもかかわらず、それだけ一層冷静に現実の事態への理性的対処を説く彼の文章に漲る切々たる憂国の至情とそして人間性一般への秀徹した洞察は、何びとの胸にもひしひしと訴えかける」と評している。中野好之, 前掲書, 341頁。
- 137) Harry T. Dickinson, “Burke and the American Crisis,” in *The Cambridge Companion to Edmund Burke* (New York: Cambridge University Press, 2012), ed., by David Dwan & Christopher J. Insole, p.164.

138) Peter J. Stanlis, "Edmund Burke and British Views of American Revolution: A Conflict over Rights of Sovereignty," in *Edmund Burke: His Life and Legacy* (Dublin: Four Courts Press, 1997), ed. by Ian Crow, p.31.

139) "Second Speech on Conciliation (16 November 1775)," *W&S*, III, p.193.

140) Peter J. Stanlis, "Edmund Burke and British Views of American Revolution: A Conflict over Rights of Sovereignty," in *op. cit.*, p.36.

141) *Ibid.*

142) *Ibid.*

143) バークのこの一節についてディキンソンは、「ブリテンの利益は、相互的憎悪を生み出し、ブリテンとアメリカの双方を破滅させるであろう服従を強化するよりも、独立したアメリカと友好関係を樹立することによってより良く推進されるであろう」というように説明している。Harry T. Dickinson, "Burke and the American Crisis," in *op. cit.*, p.165.